

A nighttime photograph of several illuminated Indonesian temples, likely Borobudur, with their intricate stone carvings and tiered spires glowing against a dark sky. The largest temple is on the right, with a smaller one on the left. The foreground is dark with some foliage.

インドネシア 税務ポケットブック 2009年

PT Prima Wahana Caraka

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

おことわり

この税務ポケットブックでの情報は2009年2月15日現在のインドネシア税法と実務を記載しています。本書は、一般的なインドネシア税務ガイドブックです。

日本語版はジャパンデスクが作成しましたが、原文は英語であることをご承知いただき、参考資料としてご利用ください。

また作成に当たっては、細心の注意を払っておりますが、掲載情報の正確さについて完全に保証するものではなく、記載内容や意見、誤謬や省略について当事務所が責任を負うものではありません。

実務において、個々の問題が発生した場合には、法律・規則を参照し、適切な税務・その他専門家のアドバイスを入手する必要があります。

目 次

法人税	
税率、居住法人、納税方法、事業利益.....	1
損金不算入の支出、欠損金、利益の分配、みなし利益.....	2
特定の事業活動、.....	3
優遇措置.....	4-7
個人所得税	
税率、所得控除、税務上の居住者、税務登録と確定申告.....	8
納税方法、出国税、現物支給 (Benefits-in-Kind: BIK).....	9
社会保障制度 (JAMSOSTEK)、みなし給与.....	10
源泉徴収税.....	12-15
租税条約.....	16-19
減価償却と償却	
減価償却と償却、資産移転、固定資産の再評価.....	20-22
付加価値税	
概要、インプット・アウトプット制度、インプット (仮受) の相殺.....	23-26
付加価値税の還付、付加価値税の免除、バタム島における付加価値税.....	26-30
高級品売上税	
自動車以外の課税物品、自動車.....	31-32
印紙税.....	33
土地・建物(不動産)税.....	34
土地・建物税、土地・建物の権利移転税	
不動産取得税.....	35
地方税.....	36
納税と納税申告.....	37-38
月次申告義務と年次申告義務	
会計帳簿.....	39
税務査定書と税務調査.....	40-42
差押令状と税金追徴.....	43
税務論争とその解決.....	
異議申立と上訴、税務論争解決のためのその他の方法.....	44
最高裁判所への再考申請.....	45
輸入関税.....	
対アセアン諸国、関税の減免・猶予措置.....	46
BKPM マスターリスト、保税地区、保税倉庫.....	46
KITE 制度、輸入許可、関税規則遵守と罰金.....	47
連絡先.....	48-49

法 人 税

税率

インドネシア居住法人に対する税率：

課税所得 ルピア	税率 %
一律課税	28

2009年より28%の一律課税が適用され、さらに2010年に25%に下がる。上場会社で最低40%の株式を公開し、且つその他の条件を満たす場合は、標準税率から5%低い税率が付与され、これが適用される場合はの2009年と2010年の実効税率は、それぞれ23%と20%となる（5ページを参照）。小規模企業、即ち、年間売上が500億ルピア以下の法人納税者は、48億ルピアまでの課税所得に対し50%の税率割引が与えられる。

居住法人

インドネシアで設立されたか、住所（管理の場所）をもつ法人は、税務上の居住者として扱われる。インドネシアで恒久的施設（PE、Permanent Establishment）や支店を通じて事業活動をしている外国法人は、一般に居住納税者として同様の納税義務を負う。

納税方法

税務上の居住者と外国法人のPEは、自己申告による直接納税、または第三者による源泉徴収税納付、もしくはその両方の組み合わせにて、法人税を納付しなければならない。インドネシアにPEを持っていない外国法人は、インドネシアを源泉とした収益に関して、その収益を支払うインドネシア側が所得の源泉税を納付する方法で税金を納付する義務がある。

月次分割納税（第25条所得税）は、税務上の居住者とインドネシアPEが行う税金納付の最初の部分となる。当期の法人税債務の前払としての月次分割納税額は、通常、直近の法人税申告書に基づいて計算される。但し、新設法人、ファイナンス・リース会社、銀行と国営・公営の会社には特別計算による月次分割納税額が適用される。

特定の収益に関して第三者によって源泉徴収された税金（第23条所得税）または、特定の取引の前に支払われる法人税（例えば、輸入に係わる第22条所得税）も、収益を享受する側もしくは輸入者の当期の法人税前払となる。（第23条所得税が掛される収益項目は、14ページを参照、また第22条所得税が掛かる取引は、12ページを参照）

課税年度中に前払した税金（第22条、第23条と第25条所得税）と海外で支払った税金（第24条所得税）の合計額が、会社の法人税債務総額よりも少ない場合、会社は法人税申告の提出前にその差額を支払わなければならない。この支払が第29条所得税となる。

税務上の居住者とインドネシアPEによって得られた特定の収益の中には、最終分離課税（ファイナル・タックス）の対象となるものもある。例えば、第三者によって源泉徴収された税金（第4条2項の所得税）は、その特定の収益に対して所得税の最終支払いとなる（第4条2項により最終源泉分離課税の対象となる収益項目は13ページを参照）。

法 人 税

インドネシアに PE を持たない外国法人にとって、インドネシア側の主体がその外国法人に支払う時にそのインドネシア源泉の収益から源泉徴収される税金(第26条所得税)は、その当該外国法人の法人税支払債務の最終納税となる。(第26条所得税の課税される収益項目は15ページを参照)

事業利益

税務上の事業利益は、一般に認められた会計原則を基に、一定の税務上の調整を加えて計算される。課税対象となる事業利益の金額の算出に当たっては、原則として、その事業利益を稼得し、回収し、維持するためにかかるすべての支出を損金算入することができる。また、支出が会計上の費用として計上された年度と、税務上でこれらの費用を損金算入できる年度が異なる(一時的差異、Timing deference という)ことがある。

損金不算入の支出

以下の支出は税務上、損金不算入の支出とされる。

- a. 従業員への現物支給、(Benefits In Kind、BIK という、例えば、会社の借上げ社宅、会社から提供される乗用車の取得・維持費(50%まで)など)。但し、職場ですべての従業員に提供される飲食物、防護服やユニフォームなど業務上必要とされる従業員への支給、通勤のための交通費、船員等への宿泊場所の提供、特定の「遠隔地」で提供される現物支給の費用、携帯電話の取得・維持費(50%まで)は除かれる。
- b. 個人的支出
- c. 事業と関連のない贈答品や補助、但し「Zakat」(イスラム教の施し)を除く、
- d. 各種準備金／引当金。但し、銀行・金融リース会社の貸倒引当金、保険会社の保険料・保険金に関する引当金、預託証券包括協会(LPS)の預託証券引当金、鉱業会社の開拓費用準備金、林業会社の植林引当金、産業廃棄処理事業の地面閉鎖維持引当金は除かれ、これらは損金算入できる。
- e. 所得税支払額
- f. 税務追徴金／罰金
- g. 利益の分配
- h. 生命保険・疾病損害保険や財務省の認可を受けていない年金制度への会社負担の拠出金、ただし、当金額が従業員の課税対象給与の一部として加算されている場合は損金算入できる。
- i. 源泉分離課税される所得に関連した費用、例えば、定期預金に関連する借入金の支払利息
- j. 税金を免除される所得に関連した費用、例えば、所得税が課されない受取配当金を目的として株式を購入するために用いられる借入金の支払利息
- k. 出資金が株式に分割されないパートナーシップや「フィルマス」(Firmas)の出資者に対する給与や報酬

欠損金

欠損金は、最高5年間の繰越が認められる。さらに特定の地域の特別に指定された事業または、特定の税務優遇措置に従い欠損金の繰越が最高10年間迄延長される。欠損金の繰戻しは認められない。連結納税の制度はない。

法 人 税

利益の分配

配当に対しては以下の源泉税が課される。

a. 配当の受領者が「居住者」の場合

インドネシアの事業法人（PT）、協同組合、国営会社（BUMN/BUMD）が、他のインドネシア法人から受領する配当は、次の条件を全て満たす場合には法人税が免除される。

- ・ 配当が剰余金から支払われること
- ・ 配当を受領する会社が配当を行う会社の払込済資本の 25% 以上を所有すること

上記の条件を満たさない場合、受取配当は配当を受領した会社の課税対象所得となり、会社の他の所得と合算されて、通常の税率で課税される。配当宣言にて、配当は 15% の第 23 条所得税が課税される、これは配当を受領する会社の法人税債務の前払として扱われる。

フィルマス、コマンディタイアーズ（Commanditaires）、財団やこれに類似する組織団体が受領する配当には常に 15% の源泉税が課されるが、個人の居住納税者が受領する配当は最高税率 10% の最終分離課税が課せられる。

b. 配当の受領者が「非居住者」の場合

20%（租税条約国は軽減税率あり）の税率で、非居住者に配当が支払われた時に源泉徴収され、最終税金となる。

みなし利益

以下の特定事業会社は、税務上のみなし利益を採用しなければならない。

	みなし利益率 (総売上)	実効税率
国内海運会社	4%	1.20%
国内航空会社	6%	1.80%
国際船舶および航空会社	6%	2.64%
石油・ガス採掘サービス外国企業	15%	4.20%
一定の商業省管轄の駐在員事務所	インドネシアへの輸出価額の 1%	0.42%

居住法人による外国関連会社への児童玩具の委託製造（Toll Manufacturing）サービスは、原材料を除く総製造コストの 7% がみなし利益率とされ、28% の単一税率で課税される。

特定の事業活動

石油・ガスの上流に従事する会社と地熱発電事業は、基本的にその生産分担契約（PSCs）に従って法人税を計算しなければならない。金属・鉱物・石炭鉱業に従事する特定の会社は、その作業契約（CoW）が適用される。法人税率や損金算入費用、課税所得の計算方法に関係し、これらの会社には異なる規定が適用される。

法 人 税

優遇措置

税務に影響しない合併 (tax neutral-mergers)

事業合併、事業結合や事業分割での資産の譲渡は、通常、市場価格でなされなければならない。そのようなリストラから結果として生じた利益は課税対象となり、損失は所得の控除として申告することができる。

他方で、国税総局 (DGT) の特別承認に基づいて、資産を帳簿価格で譲渡する形で、税務上の中立 (Neutral) の合併や中立結合を行うことができる。国税総局の特別承認を取得するためには、当該の合併や結合計画は、事業目的テストに合格しなければならない。税務対策を目的とした協定は禁止され、合併する会社からの税務上の損失は存続会社に引き継ぐことは許されない。

国税総局の特別承認に基づき、事業分割の場合にも、取引所への上場 (IPO) 計画の一部を構成する範囲で、帳簿価格で資産の移転を行うことが許される。この場合、国税総局の承認から 1 年以内に、当該会社は上場登録に関して資本市場金融機関監督庁 (BAPEPAM-LK) へ上場宣言をしなければならない。会社の管理しえない複雑な状況が生じた場合は、その期間を国税総局によって 3 年まで延ばすことができる。

税務優遇措置

投資調整庁 (BKPM) 長官の推薦に基づき財務省に代わって国税総局 (DGT) より一定の指定事業分野や指定された遠隔地域に投資する株式会社 (PT) には、次の税務優遇措置が与えられる。

- 投資した資産を 6 年間譲渡しないことを条件に、投資総額の 30% 相当額 (6 年間にわたり年 5% ずつ) 迄の純利益の減額
- 税務上の加速減価償却
- 欠損金の繰越期間を 10 年間迄延長
- 非居住者への支払配当に対する源泉税を 10% に軽減

とりわけ、指定事業分野には次の事業分野が含まれる

- | | |
|------------|-------------------------------|
| a. 食品業 | j. 陸上運送車両 |
| b. 紡績縫製業 | k. 造船・修理 |
| c. パルプ・紙 | l. セメント (パプア、スラウェシとヌサ・タンガラでの) |
| d. 工業化学材料 | m. プラスチック製品・包装材 (ジャワ島以外) |
| e. 製薬業 | n. 地熱資源開発 |
| f. ゴム・ゴム製品 | o. 石油精製 |
| g. 鉄・鉄鋼 | p. 小規模天然ガス精製 |
| h. 機械・設備 | |
| i. 電気 | |

法 人 税

投資優遇措置（つづき）

税務優遇措置についての国税総局（財務省）の承認を取得するためには、まず投資調整庁（BKPM）長官からの推薦を投資承認の申請とともに取得しなければならない。

同様な優遇措置が国税総局（DGT）によって、経済発展統合地区（KAPET）で事業を行う会社に認められる。国税総局から、優遇措置について特別の承認を得なければならない。会社が保税のステータスを持っている場合にも、基本的に次のような保税地区の会社が享受していると同様の税務優遇措置が付与される。

- 一定の取引に対する付加価値税と高級品売上税の不徴収
- 生産活動に直接に関係する資本財とその他設備の輸入時前払税金（第 22 条）の免除
- 資本財、設備、生産工程のための物品と原材料に係わる輸入納付金（Import Duty）の延期
- 機械と特定のスペアパーツに関する 4 年間の輸入納付金の免除

経済発展統合地区（KAPET）の指定は、特定の大統領令により規定され、現在 25 カ所の地域が KAPET として認定されている。

上場会社に対する減税措置

2008 年 1 月 1 日以降、次の条件を満たす上場会社に対し 5%の法人税引き下げが認められている。

- 会社の払込済株式の最低 40%以上が一般株主に保有される
- 300 人以上の一般株主に保有され、各株主の持ち株比率は 5%以下である
- 上記の 2 条件が、年間を通じて少なくとも 6 カ月（183 日）間維持される

特定の年度においてこれらの条件を 1 つでも満たさない場合は、その年度に優遇措置は適用されない。

固定資産の再評価から生じる利益

国税総局の承認を受けた固定資産の再評価の結果として生じる利益は、10%の最終分離課税が課される。（固定資産の再評価についての詳細な検討について 21-22 ページを参照のこと）

外国借款と外国からの無償援助の政府プロジェクト

外国借款もしくは外国無償援助により資金調達された政府プロジェクトでは、関連する事業から稼得した収益に関して特別の税務処理が受けられる。認定されるプロジェクトは、基本的にプロジェクト合意書（DIP）もしくはその他同様の書類で明記される。

元請建設業者、元請コンサルタントと元請サプライヤーは、外国からの無償援助によるプロジェクトに関して、それらの所得税債務は政府により負担される。この優遇措置は 2000 年 6 月 23 日以前に契約されたプロジェクトを除き、現在、二次レベルの建設業者、コンサルタントやサプライヤー（即ち、元請建設業者、元請コンサルタントと元請サプライヤーから注文や仕事を請ける業者）には、もはや適用されない。

法 人 税

外国借款と外国からの無償援助の政府プロジェクト（づつき）

元請建設業者、元請コンサルタントと元請サプライヤーは、外国借款のプロジェクトに関しては、2000年6月23日以前に契約された外国借款プロジェクトについて、同様の優遇措置を享受している。外国借款のプロジェクトに関して、二次レベルの建設業者、コンサツタントやサプライヤーには税務優遇措置はない。

2000年6月23日以前に署名された契約について、外国無償援助プロジェクトと外国借款プロジェクトに関しては、元請レベルもしくは二次レベルの建設業者、コンサツタント、サプライヤーで働く外国人雇用者に対する従業員所得税（第21条・26条）債務も政府が負担する。

上記以外に、元請の建設業者、コンサルタントとサプライヤーは、外国無償援助もしくは外国借款の政府プロジェクトに関して物品の輸入や外国からの課税サービスもしくは無形財産権の使用に関して、次の税務優遇措置も享受する。

- 輸入納付金（Import Duty）の免除
- 付加価値税及び高級品売上税の不徴収
- 輸入品に係わる前払所得税（第22条）の不徴収

認定されたプロジェクトの引渡しは課税物品もしくは課税サービスである場合、元請の建設業者、コンサルタントとサプライヤーは関連する税務インボイスを所定通りに発行する。しかしながら、その付加価値税は徴収されない。

認定されたプロジェクトがその一部分が外国借款もしくは外国無償援助で資金調達されているだけの場合、税務優遇措置は外国借款もしくは外国無償援助の金額に比例配分して決定される。

移転価格税制

関係会社間の取引は、「独立企業間価格の原則」（Arm's length principles）に基づいて、終始一貫して取り扱われなければならない。この原則から逸脱した場合は、国税総局（DGT）は、関係会社間の取引から発生する課税所得もしくは税務上の控除費用を「独立企業間価格の原則」に基づいて、再計算する権限が与えられている。

2008年以前では、移転価格文書についての特別な要求はなかったが、2007年の国税総則法（KUP）の実施（訳注；2008年1月1日より）に基づき、政府は特に、関係会社間取引が、独立企業間価格でなされていることを証明する手段として特定の移転価格文書を要求している。この税務ポケットブックの作成時点では、何の文書が要求されるかについての詳細なガイドラインは未だ明らかになっていない。

税法では、国税総局（DGT）と移転価格に関する事前価格合意（Advance Pricing Agreement, “APA”）を締結することが認められている。手続きには取引相手国の租税当局の協力が必要となる場合あり、一旦、APAが合意されたなら、基本的に一定期間について有効となり、それが過ぎた後は交渉が再開される。この税務ポケットブックの作成時点では、事前価格合意に関する実施規則は未だ制定されていない。

法 人 税

サンセット・ポリシー

2007 年国税総則法の実施に伴い、納税者はその 2007 年以前の年度の年次法人税申告書（CITR）を、未払税額に係わる遅延利息の罰金なしで訂正することが許される。通常ならば、未払税額があると月利 2%の遅延利息が課せられことになるところである。

遅延利息の免除以外にも、以下の優遇特権（Concessions）が付与される。

- 年次法人税申告書の訂正において開示されたいかなるデータもその他の税金の査定書を発行する基礎として使われない。
- 訂正年次法人税報告書はそれが過払税金の還付請求をしているか、もしくは間違いであると証明されないかぎり、税務調査されない。
- 追加の税金支払を要求する訂正年次法人税報告書を提出すると、進行中の税務調査が停止される。これには訂正年次法人税申告書が提出された法人税の調査だけでなく、その関連する税金申告が税金の過払の還付請求をしていないかぎりその他の税金の調査も含まれる。とはいえ、国税局長官は、その独自の裁量権にて過払税金申告が無くても税務調査の続行を決定することが認められる。

この優遇特権は当初、2008 年の末までに限ったの適用であったが、2009 年 2 月 28 日までその期間が延長されている。

個人所得税

通常税率

個人居住者の所得に対する通常税率は次の通り：

	課税所得 ルピア	税率 %	税額 ルピア
最初の	50,000,000 迄	5	2,500,000
次の	200,000,000 迄	15	30,000,000
次の	250,000,000 迄	25	62,500,000
	500,000,000 超	30	超過額の 30%

居住者の個人納税者に対して、政府認定の年金基金、ジャムソステック制度からの老齢保障貯蓄と退職金の一時払い形式での所得については、次の優遇税率が適用される。

	課税所得 ルピア	税率 %	税額 ルピア
		-	0
最初の	25,000,000 迄	5	1,250,000
次の	50,000,000 迄	10	5,000,000
次の	100,000,000 迄	15	15,000,000
	200,000,000 超	25	超過額の 25%

所得控除

個人居住者に対する年間での所得控除金額（PTKP）は次の通り、

	年額（ルピア）
納税者本人の基礎控除	15,840,000
配偶者控除	1,320,000
扶養控除（最高 3 人まで、1 人につき）	1,320,000
業務関連控除（総所得の 5%、1 ヶ月最高 500,000 ルピア）	6,000,000
Jamsostek 老齢貯蓄預金への従業員拠出金（総所得の 2%）	全額
適格年金基金への積立金額 （総所得の 5%、最高 1 ヶ月 200,000 ルピア）	2,400,000

税務上の居住者

次の条件を満たす者は税務上の居住者として扱われる。

- インドネシアに住所を持つ者、もしくは
- 12 ヶ月以内に 183 日を超えてインドネシアに滞在している者、もしくは
- 課税年度内にインドネシアに滞在しインドネシアに居住する意志を持つ者

注記：租税条約を有する国の国民等に対しては、条約にある居住者の定義が優先する。

非居住者のインドネシア源泉所得（15 ページ参照）に対しては 20%の源泉税（第 26 条 所得税、租税条約で軽減税率あり）が課される。

個人所得税

税務登録と確定申告

上述の所得控除金額（PTKP）を超える年間所得のある居住者の個人納税者は、インドネシアの国税総局（DGT）に税務登録をし個人税番号を取得して、個人所得税の確定申告（1770 様式）を提出しなければならない。確定申告では、給与所得、資産運用所得、資産売却益、海外での所得とその他所得を含むすべての個人所得を報告し、個人の資産・負債の要約リストも一緒に添付することが要求される。

家族は、家族の代表者の名前（通常は夫）で登録された一つの税務番号（NPWP）を使って報告され、一つの税務報告単位としてみなされる。その妻と子供の所得は、夫の名前で同じ申告書で申告されなければならない。それらの各々の所得に第 21 条の従業員所得税が課せられている場合は合算ベースで税金が再計算される。

納税方法

個人所得の大部分は第三者によって源泉徴収方式で徴収される。雇用主は、従業員に支給される給与とその他の報酬から第 21 条/26 条の従業員所得税を、毎月天引き源泉して納付する義務がある。従業員が居住者である場合、源泉される税金額は通常の税率（8 ページ参照）にもとづいて決定される。非居住者の納税者の場合は、総金額の 20%を源泉徴収される。（租税条約の適用がある場合は減率される）

個人に対するその他各種の支払についてもまた、支払者に源泉徴収の義務を課している。とりわけ、主な支払は以下の通り、

- ・ 政府認定の年金基金から支払われた年金
- ・ 退職金
- ・ ジャムソステック制度からの老齢年金貯蓄からの支払い
- ・ 奨学金
- ・ サービスフィー
- ・ 賞金・副賞

基本的に、上記から源泉徴収される税金は、通常税率に基づいて決定される。また、弁護士、ノータリス（公証人）、会計士、建築士、医者、保険数理士、鑑定士のような個人の職業専門家へのサービス料支払の際にも所得税（第 21 条）が源泉徴収され、この場合の特別源泉税率は 7.5%である。

「労働者退職金支給管理組織」に預けられた退職金に対する利子所得は従業員個人の所得とされ、「労働者退職金支給管理組織」が銀行の場合は 20%の源泉分離課税、銀行以外の場合は 15%の第 23 条源泉税の課税対象となる。

出国税

2009 年 1 月 1 日より、税務登録番号（NPWP）を取得している個人居住納税者は、出国税が免除される。公式な家族証明書（即ち、インドネシア国民の場合は家族カード kartu keluarga、外国人の場合は随伴家族登録書 SKSKP）に記載される配偶者と扶養者もまた出国税が免除される。

個人所得税

出国税（つづき）

税務登録番号（NPWP）をもたない個人居住者には2010年まで出国税が課される。インドネシア出国の際に以下の金額の税金が課される。

出国方法	税額（ルピア）
飛行機の場合	2,500,000
船の場合	1,000,000
陸路の場合	-

個人が払った出国税は、本人が税務登録番号を取得した時に個人所得税の前払いとして扱うことができる。この前払税金としての相殺は、出国税を支払ったと同じ年度に国税総局に提出するその個人所得税申告書（1770 様式）に記載して行わなければならない。

2011年からは出国税は完全に廃止される。この廃止は税務登録番号の取得の有無に係わらず全ての個人に適用される。

現物支給（Benefits-in-Kind: BIK）

会社から与えられる乗用車、住居、子女教育費用、帰国休暇、会社負担の個人所得税額などの現物支給（BIK）は、個人の課税対象所得とはならない。

同様に、防護服、ユニフォーム、仕事場への往復交通費、船員等への宿泊設備の提供、「遠隔地」での現物支給など、職務上必要な現物支給についても、個人の課税対象所得とはされない。

ただし、以下の雇用主から提供される現物支給は、従業員個人の課税対象所得とされる：

- 旧税法（1984年以前の所得税法）に基づいて課税される鉱業、生産分与契約企業
- 納税者となっていない外国企業の駐在員事務所
- 源泉分離課税の対象となっている会社
- みなし課税所得が適用される会社

社会保障制度（JAMSOSTEK）

インドネシアには、いまだ総合的な社会保障制度はないとはいえ、労働者社会保障（ジャムソスティック、JAMSOSTEK）制度があり、疾病や入院と同様に業務上の事故（Occupational Accident Security）と死亡（Death security program）、老齢貯蓄（55歳）の保障を提供している。この制度は指定された国営会社であるPT JAMSOSTEKにより運営され、次の料率で保険料が徴収される。

適用種類	基本給与・賃金に対する比率として	
	雇用負担	従業員負担
業務上の事故保険	0.24 – 1.74%	-
死亡保険	0.3%	-
老齢貯蓄	3.7%	-
医療保険（注*）	3.0%	2.0%

注* 保険料は従業員が既婚者の場合最高 60,000 ルピア、独身者は最高 30,000 ルピア

個人所得税

社会保障制度（JAMSOSTEK）（つづき）

雇用主はその従業員が JAMSOSTEK に加入していることを確認する義務を負う。従業員負担分は雇用主により従業員の給与から天引きされる。徴収された保険料は雇用者負担分の保険料とともに PT JAMSOSTEK に支払われなければならない。

外国人従業員は母国で同様の社会保障に加入している証拠を提出できれば JAMSOSTEK の制度に参加する必要はない。従業員に JAMSOSTEK よりも厚い健康保険を提供している会社は JAMSOSTEK の医療保険制度に参加しなくてもよい。

みなし給与

石油・天然ガス採掘関係の外国人従業員は、役職に応じて以下のみなし給与を推定されこのみなし給与所得に対する所得税が課される。

	US\$ /月
ゼネラルマネジャー	11,275
マネジャー	9,350
監督者および採掘技師	5,830
補助採掘技師	4,510
その他のスタッフ	3,245

みなし給与所得は、現物支給を含むその雇用の全ての報酬とされる。

サンセット・ポリシー

法人納税者に対する優遇特権は個人納税者にも適用される。2008年1月1日以前にインドネシア税務署（ITO）に登録して個人納税番号（NPWP）を取得した個人納税者は、2009年2月28日までにサンセット・ポリシーを適用する本人の年次所得税申告を提出できる。自らインドネシア税務署（ITO）に登録して2008年中に個人納税番号を取得した個人は、未払税金額に係わる遅延利息の罰金を課されること無しに2007年までの全部の年について、2009年3月31日までにその年次所得税申告書を提出できる。

源 泉 徴 収 税

概説

インドネシアの所得税の徴税方法としては、主に源泉徴収システムが採用されている。特定の所得項目に源泉税が課される場合、一般に、支払側に税金を源泉徴収もしくは徴収する責任がある。各種の源泉徴収税は、通常、以下のように所得税法（PPh）の関連条文番号をつかって呼ばれている。

1. 第 21 条（PPh 21）： 給与と個人へのその他支払い

雇用主は、従業員に支給される給与から第 21 条の所得税（従業員所得税）を毎月天引きして、従業員に代わって国庫に納付する義務がある。非居住者の個人へのその他の支払い（例えば個人のコンサルタントやサービス提供者へのフィー支払い）に対しても同様な源泉税が適用される（9 ページの関連する税率を参照）。税務登録番号を未取得の個人個人納税者には、通常の源泉税に加えて 20%の課徴金が課される。

2. 第 22 条（PPh 22）： 輸入等

第 22 条の所得税は、一般的に以下の項目に適用される。

- 物品の輸入
- 国庫、政府予算総局や特定の国営会社からの支払がなされる政府への物品の販売
- 鉄鋼、自動車、タバコ、セメントと紙製品の販売と購入
- 超高級品の販売と購入

これらに対する税率は次の通りである、

事項	税率%	課税基準
1 物品の輸入 - 自社で輸入ライセンス（API）を持っている場合	2.5	輸入価額、即ち、CIF 価格プラス輸入関税の合計金額
2 物品の輸入 - 輸入ライセンス（API）を持たない場合	7.5	同上
3 国庫と特定の国営会社から支払いが起きる政府への物品の販売	1.5	販売価格
4 鉄鋼製品の購入	0.3	販売価格
5 自動車製品の購入	0.45	販売価格
6 紙製品の購入	0.10	販売価格
7 セメントの購入	0.25	販売価格
8 超高級品の購入	5.0	販売価格

注記

1. 次の種類の輸入には、自動的に、又は租税総局が発行した免税証書に基づき免税となる。
 - 輸入納付金と付加価値税が免除される物品の輸入
 - 一時的に輸入された物品（例えば、再輸出のための物品）
 - 再輸入の物品（事後の再輸出目的にて修繕・検査されるための輸入）
2. 上記の 3 で、「税金徴収役」（国庫、国営会社その他）は第 22 条所得税を特定のサプライヤー（納入業者）への未払金額から源泉徴収しなければならない。

源 泉 徴 収 税

2. (つづき) その他の事項では指定物品の輸入者・購入者は、輸入・購入する物品の未払金額に加えて第 22 条所得税を支払わなければならない。
3. 3 の国営会社には、PT テレコム(電電公社)、ブルタミナ(石油公社)、ブログ(Bulog、穀物公社)、バンク・インドネシア(中央銀行)、PLN(電力公社)、PT インドサット、PT ガルーダ・インドネシア航空、PT クラカタウ・スチールと国営銀行が含まれる。
4. 4 から 8 の物品の納入業者は、それらが、特別の国税総局(DGT)指名決定によってこの役割を引受けるため DGT に指名された場合にのみ、販売者から第 22 条所得税を回収できる。
5. 第 22 条所得税は、1 から 8 までは法人税/個人所得税の前払となる。
6. 特定の種類の物品や事業目的でない物品の輸入・購入に対しては税金が免除される。

税務登録番号を未取得の納税者には、通常の税率に加えて 100%の課徴金が課される。

3. 第 4 条 2 項 (PPh 4-2) 源泉税： 源泉分離課税 (Final tax)

居住法人、恒久的施設、外国企業の駐在員事務所、事業組織体および指定された個人は、他の居住納税者と PE への下記の総支払額 (VAT を除く) から最終税金を天引き徴収し納付する義務がある。

項目	税率 %
1 土地・建物の賃借料 (レンタル)	10
2 土地・建物の譲渡手続	5/1
3 建設施工料	2/3/4
4 建設計画料	4/6
5 建設監督料	4/6
6 定期預金と普通預金の金利、バンク・インドネシア短期証券 (SBI) の金利、但し、インドネシアで営業している銀行と政府承認の年金基金が受領するものは除く。	20
7 債券の金利、但し、インドネシアで営業している銀行と政府承認の年金基金を除く。	15 (1)
8 インドネシア証券取引所での株式の売却 創業株主は上場時の株式の市場価格の 0.5% を支払うことを選択することが許され、そうしない場合は、事後の売却からの利益は通常の税率で課税される。(下記 6 を参照のこと)	0.1
9 宝くじの当選賞金	25
10 先渡契約 (Forward contract derivatives)	2.5 (2)

注記

- (1). 受領者が資本市場金融機関監督庁 (BAPEPAM-LK) に登録している投資ファンドの場合は、2009 年—2010 年は税率 0%、2010 年—2013 年は是いつ 5%、それ以降は税率 15% である。受領者が非居住者の場合の税率は 20%、もしくは租税条約の適用により減率される。
- (2). 「当初証拠金 (initial margin)」に適用される。

源 泉 徴 収 税

4. 第 23 条 (PPH 23) 源泉税： 居住者への支払

居住納税者への特定の種類の支払所得、未払所得には、その総額に対して 15%、もしくは 2%の税率で第 23 条所得税が課せられる。

a. その総額に 15 %税率で第 23 条源泉税が課せられるものは次の通り

1. 配当 (3 ページの「利益の分配」も参照のこと)
2. 利子、これにはプレミアム、割引、ローン保証料を含む
3. ロイヤルティ
4. 懸賞金及び賞金

b. サービスフィーの総額に 2 %の税率で第 23 条源泉税が課せられるものは次の通り

1. 土地・建物以外の資産のレンタル料
2. テクニカルサービス
3. マネジメントサービス
4. コンサルティングサービス
5. 鑑定評価サービス
6. 保険数理計算サービス
7. 会計サービス
8. デザインサービス
9. 石油ガス鉱業での掘削サービス、但し PE によってなされるものを除く、
10. 石油ガス鉱業に関するサポートサービス
11. 石油ガス鉱業とサポートサービス以外の鉱業サービス
12. 航空と空港サポートサービス
13. 森林伐採サービス
14. 廃棄物処理サービス
15. 人材派遣・アウトソーシングサービス
16. 仲介・代理業サービス
17. 委託・保管サービス (但し証券取引所、KSEI, と KPEI によって行われるものを除く)
18. ダビング録音サービス
19. フィルムミキシングサービス
20. コンピュータとソフトウェア関連サービス
21. 据付サービス (例えば、電気・機械、通信設備など) 但し、資格をもった建設会社によって行われるものを除く
22. 保守修繕サービス (例えば、電気・機械、通信設備など) 但し、許可された建設会社によって行われるものを除く
23. 委託製造サービス (「マクロン」)
24. 調査・警備サービス
25. イベント企画準備サービス
26. 梱包サービス
27. マスメディアの広告宣伝のための場所や時間提供
28. 害虫駆除サービス
29. 清掃サービス
30. ケータリングサービス

源 泉 徴 収 税

5. 第 26 条 (PPH 26) 源泉税： 非居住者への支払

居住納税者（居住者、居住法人）、事業組織体、外国企業の駐在員事務所は、非居住者に対して次の支払いをする際には、20% の税率で第 26 条源泉税を天引き納付する義務がある。

a. 総額に対して

1. 配当
2. 利子、これには、プレミアム、ディスカウント（利子）、ローン保証料、スワッププレミアムを含む。
3. ロイヤルティ、レンタル料および資産使用に対する支払い
4. 各種サービスに対する報酬
5. 懸賞金および賞金
6. 年金およびその他の定期的な支払い
7. 支店／恒久的施設（PE）の法人税引後利益

b. 見積純所得（ENI）に対して、総額に対する特別税率のもの

	ENI %	実効税率 (総額に対 する%)

海外保険会社に支払う保険料		
・ 個人被保険者による支払	50	10

・ インドネシアの保険会社による支払	10	2

・ インドネシアの再保険会社による支払	5	1

非居住者による未上場会社株式の売却	25	5

非居住者によるインドネシアの会社株式や PE を所有するた めの仲介サービスを提供しているトンネル会社 (conduit companies)の売却	25	5

上記支払いの受領者がインドネシアとの租税条約締結国の居住者の場合は源泉税率が軽減もしくは免除される場合がある。(租税条約での源泉税率は 16 ページ以降を参照のこと)

6. 上場株式の売却

上場会社の株式の売却は取引価額の 0.1% の源泉分離課税の対象となる。新規上場時には、創業者の所有株式に対し追加的な所得税がかかる。創業者は、インドネシア証券取引所における取引開始後、1 カ月以内に会社株式価値の 0.5% の最終分離課税を払うことを選択できる。その最終分離課税が払われなかった場合、創業者株式の売却から生じる利益は通常の所得税率に従って課税される。

租税条約締結国の居住者はこれらの源泉税が免除される場合がある。

租 税 条 約

インドネシアとの租税条約は、サービスフィーに対する源泉税の免除や、インドネシアが署名した租税条約の相手国の居住者によって受領される配当、利子、ロイヤルティと支店の税引後利益に対する源泉税の軽減により、税務的な恩恵を提供する。サービスフィーの税金免除は基本的に、収益を得る外国の当事者がインドネシアに恒久的施設（PE, Permanent Establishment）を持たない場合にのみ付与される。

軽減税率を要求するためには、外国当事者は、収益を支払うインドネシア当事者を通じて、国税総局に対して少なくとも「居住者証明書」（COR, Certificate Of Residence）を提示しなければならない。（訳注；国税総局の事前承認は不要である、事後提示で足りる）このCORの提出がないと税務的恩恵の付与は取り消され、20%の源泉税が課税される。

利子、配当とロイヤルティに関して、恩恵受益者（Beneficial Owner）だけが租税条約の恩恵を享受しうる当事者として認知される。恩恵受益者は税法と税務規則では明確に定義されていないが、トンネル会社（conduit companies）、通過会社（pass-through companies）、ペーパー・カンパニーや同類の会社は非恩恵享受者として言明される。

インドネシアとの租税条約の下で適用される源泉税率の要約は、以下の通り

	注記	配当（資産 運用目的）	配当（経営 参加目的）	利 子	ロイヤルティ	支店の税 引後利益
		%	%	%	%	%
1. アルジェリア		15	15	15/0	15	10
2. オーストラリア		15	15	10/0	15/10	15
3. オーストリア		15	10	10/0	10	12
4. ベルギー		15	10	10/0	10	10
5. ブルネイ		15	15	15/0	15	10
6. ブルガリア		15	15	10/0	10	15
7. カナダ		15	10	10/0	10	15
8. 中国		10	10	10/0	10	10
9. チェコ		15	10	12.5/0	12.5	12.5
10. デンマーク		20	10	10/0	15	15
11. エジプト		15	15	15/0	15	15
12. フィンランド		15	10	10/0	15/10	15
13. フランス		15	10	15/10/0	10	10
14. ドイツ	1	15	10	10/0	15/10	10
15. ハンガリー	4,5	15	15	15/0	15	20
16. インド		15	10	10/0	15	10
17. イラン	9	7	7	10/0	12	7
18. イタリア		15	10	15/0	15/10	12
19. 日本		15	10	10/0	10	10
20. ヨルダン	4	10	10	10/0	10	20
21. 北朝鮮		10	10	10/0	10	10
22. 韓国	2	15	10	10/0	15	10
23. クウェート	5	10	10	5/0	20	10/0
24. ルクセンブルク	1	15	10	10/0	12.5	10
25. マレーシア	7	15	15	15/0	15	12.5
26. モーリシャス	6	10	5	10/0	10	10

租 税 条 約

		配当（資産 運用目的）	配当（経営 参加目的）	利 子	ロイヤルティ	支店の税 引後利益
27.メキシコ		10	10	10/0	10	10
28.モンゴル		10	10	10/0	10	10
29.オランダ	3	15	10	10/0	10	9
30.ニュージーランド	4	15	15	10/0	15	20
31.ノルウェー		15	15	10/0	15/10	15
32.パキスタン	1	15	10	15/0	15	10
33.パプアニューギニア	9	20	15	15/10/0	15	20
34.フィリピン		20	15	15/10/0	15	20
35.ポーランド		15	10	10/0	15	10
36.ポルトガル		10	10	10/0	15	10
37.カタール		10	10	10	5	10
38.ルーマニア		15	12.5	12.5	15/12.5	12.5
39.ロシア		15	15	15/0	15	12.5
40.セーシェル		10	10	10/0	10	20
41.シンガポール		15	10	10/0	15	15
42.スロバキア		10	10	10/0	15/10	10
43.南アフリカ共和国	4,5	15	10	10/0	10	20
44.スペイン		15	10	10/0	10	10
45.スリランカ	4	15	15	15/0	15	20
46.スーダン		10	10	15/0	10	10
47.スウェーデン		15	10	10/0	15/10	15
48.スイス	1,8	15	10	10/0	12.5	10
49.シリア		10	10	10	20/15	10
50.台湾		10	10	10/0	10	5
51.タイ		15	15	15/0	15/10	20
52.チュニジア		12	12	12/0	15	12
53.トルコ		15	10	10/0	10	10
54.ウクライナ		15	10	10/0	10	10
55.アラブ首長国連邦		10	10	5/0	5	5
56.イギリス		15	10	10/0	15/10	10
57.アメリカ合衆国		15	10	10/0	10	10
58.ウズベキスタン		10	10	10/0	10	10
59.ベネズエラ		15	10	10/0	20/10	10
60.ベトナム		15	15	15/0	15	10

注記：国名の後の番号が以下の注記に該当する。

- (1) インドネシア国内で提供されたテクニカル、マネジメント、コンサルティングサービスへの対価に対する源泉税率は、スイス、ドイツ、ルクセンブルク、パキスタンについて、それぞれ5%、7.5%、10%、15%である。
- (2) 国際線の船舶、航空機の事業から得られる収益はV A Tが相互に免除される。
- (3) 新租税条約が2004年1月1日から発効した。インドネシアとオランダとの間の合意が係争中であり、特定の利子への税率ゼロの適用は保留されている。
- (4) 租税条約の条項には税率が明示されていないため、インドネシア税務当局は、インドネシアの国内税法の税率（20%）が適用されると解釈している。

- (5) 利益が実際に送金された場合にのみ適用される
- (6) 1999年1月1日から2004年12月31日の間でのみ有効である。
- (7) 批准書に従い、ラブアンは租税条約目的ではマレーシアの領土から除かれ、利子配当、ロイヤルティの源泉税は10%に減率される。
- (8) 批准書に従い、ロイヤルティの税率は10%に減率される。
- (9) 批准書の交換が終了しておらず、未だ発効していない。

上記租税条約に加え、サウジアラビア、モロッコ、バングラデシュ、クロアチア、南アフリカ共和国およびラオスとの間で、両国間の航空輸送会社の活動にかかる租税および関税免除の相互同意書がある。

租 税 条 約

恒久的施設 (PE) のタイムテスト

特定の活動は、それが「タイムテスト (一定の期間)」を超えてインドネシアでなされると PE を発生させる。以下の表は、関連する租税条約で特定されたこれらの活動についてのタイムテストの要約である。

	建物の建設	機械設備の据付	組立作業	監督作業	その他のサービス
1. アルジャリア	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月
2. オーストラリア	120 日	120 日	120 日	120 日	120 日
3. オーストリア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
4. ベルギー	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
5. ブルネイ	183 日	3 カ月	3 カ月	183 日	3 カ月
6. ブルガリア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	120 日
7. カナダ	120 日	120 日	120 日	120 日	120 日
8. 中国	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月
9. チェコ	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
10. デンマーク	6 カ月	6 カ月	3 カ月	6 カ月	3 カ月
11. エジプト	6 カ月	4 カ月	4 カ月	6 カ月	3 カ月
12. フィンランド	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
13. フランス	6 カ月	-	6 カ月	183 日	183 日
14. ドイツ	6 カ月	6 カ月	-	-	-
15. ハンガリー	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月	4 カ月
16. インド	183 日	183 日	183 日	183 日	91 日
17. イラン	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	183 日
18. イタリア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
19. 日本	6 カ月	6 カ月	-	6 カ月	-
20. ヨルダン	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	1 カ月
21. 北朝鮮	12 カ月	12 カ月	12 カ月	12 カ月	6 カ月
22. 韓国	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
23. クウェート	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月
24. ルクセンブルク	5 カ月	5 カ月	5 カ月	5 カ月	-
25. マレーシア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	-	3 カ月
26. モーリシャス	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	4 カ月
27. メキシコ	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	91 日
28. モンゴル	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
29. オランダ	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
30. ニュージーランド	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月

租 税 条 約

	建物の建設	機械設備の 据付	組立作業	監督作業	その他の サービス
31.ノルウェー	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
32.パキスタン	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月	—
33.パプアニューギニア	120 日	120 日	120 日	120 日	120 日
34.フィリピン	6 カ月	3 カ月	3 カ月	6 カ月	183 日
35.ポーランド	183 日	183 日	183 日	183 日	120 日
36.ポルトガル	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	183 日
37.カタール	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月
38.ルーマニア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	4 カ月
39.ロシア	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月	—
40.セーシェル	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
41.シンガポール	183 日	183 日	183 日	—	90 日
42.スロバキア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	91 日
43.スペイン	183 日	183 日	183 日	183 日	3 カ月
44.南アフリカ共和国	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	120 日
45.スリランカ	90 日	90 日	90 日	90 日	90 日
46.スーダン	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
47.スウェーデン	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
48.スイス	183 日	183 日	183 日	183 日	—
49.シリア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	183 日
50.台湾	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	120 日
51.タイ	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	183 日
52.チュニジア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
53.トルコ	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月	183 日
54.アラブ首長国連邦	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月
55.ウクライナ	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	4 カ月
55.イギリス	183 日	183 日	183 日	183 日	91 日
57.アメリカ合衆国	120 日	120 日	120 日	120 日	120 日
58.ウズベキスタン	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
59.ベネズエラ	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	—
60.ベトナム	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月

減価償却と償却

有形固定資産の減価償却

耐用年数が1年を超える有形資産の取得費用は、以下の分類に従い、未償却残高法（定率法）あるいは定額法のいずれかを選択し継続適用して、取得月から減価償却する。

1. 第1分類 - 耐用年数が4年以下 50% 定率法、または 25% 定額法

例：コンピュータ、プリンター、スキャナー、木製・ラタン製家具および設備、オフィス機器、モーターバイク、特定産業／サービス業用の特殊工具器具、キッチン器具、農・林・漁業の手工具、飲食業で使用される軽機器、公共輸送に使用される自動車、セミコンダクター業の設備

2. 第2分類 - 耐用年数が4年超8年以下 25% 定率法、または 12.5% 定額法

例：金属製家具・器具、エアコン、自動車、バス、トラック、スピードボート、コンテナ等、農・林・漁・飲食・軽機械工業で使用される機械、製材機器、建設機械、輸送用重車両・倉庫・通信・テレコム設備、セミコンダクター業の設備

3. 第3分類 - 耐用年数が8年超16年以下 12.5% 定率法、または 6.25% 定額法

例：石油・天然ガス以外の採掘用機械、繊維・材木・化学・機械工業用の機械、重機器、輸送・通信用のドック・船舶、他の分類に含まれていないその他の資産

4. 第4分類 - 耐久年数が20年 10% 定率法、または 5% 定額法

例：建設用重機器、機関車、鉄道車両、船舶、ドック

5. 建物類

耐久年数が20年の常設建物 - **5%定額法**
耐久年数が10年の非常設建物 - **10%定額法**
(建設権に関わる不動産取得税 DAL&BR を含む)

各分類に属する資産の詳細リストが財務大臣令によって公布されている。また、これとは別に、石油・ガス産業用の減価償却資産リストも財務大臣令によって規定されている。

特定産業と KAPET「経済発展統合地区」(5 ページ参照) で使用される資産には特別のルールが適用される。

減価償却と償却

無形資産の償却 (Amortization)

恩恵年数が1年を超える無形資産および費用（建物使用权、商業使用权、土地建物使用权等の期限延長費用を含む）には次の償却方法が適用される。

1. 恩恵年数に応じて、「有形固定資産の減価償却」の分類1、2、3、4に示された率の定額法または定率法で償却する。

第1分類	—	4年
第2分類	—	8年
第3分類	—	16年
第4分類	—	20年

分類は最も近い耐用年数を基準に決定される（すなわち、恩恵年数が6年の無形資産は第1分類か第2分類のどちらかを適用、恩恵年数が5年の無形資産は第1分類となる）。

2. 創業費、増資に係わる費用は、支出が発生した時点で全額損金算入するか、あるいは以下の比率で定率法または定額法で償却する。

第1分類	—	50%定率法	または 25%定額法
第2分類	—	25%定率法	または 12.5%定額法
第3分類	—	12.5%定率法	または 6.25%定額法
第4分類	—	10%定率法	または 5%定額法

3. 石油・天然ガスの採掘権の取得費用（恩恵年数が1年を超えるもの）は、生産高比例法（Production-unit method）で償却する。
4. 採鉱権取得費用、森林使用权およびその他の天然資源開発権取得費用（恩恵年数が1年を超えるもの）も生産高比例法で償却するが、この場合、年間償却額が20%を超えてはならない。
5. 商業活動開始以前の費用で恩恵年数が1年を超えるものは、資産計上して上記2.の比率に従い償却する。

資産移転

会社の資産(土地と建物を除く)の売却からは、資産売却益もしくは資産売却損が計上される。売却損益の金額はその実際の売却価格と当該資産の税務上の簿価との差額によって決定される。資産売却益は課税対象となるが、資産売却損はその資産が事業の遂行上必要とされる場合だけ（即ち、課税利益を稼得・回収・保証する場合だけ）税務上の費用となる。

固定資産の再評価

国税総局（DGT）の承認を得て、ルピア会計を行っている居住法人と恒久的施設（PE）は、税務目的でその固定資産を再評価することができる。

減 価 償 却 と 償 却

固定資産の再評価（続き）

また、5年に1回を限度とする。再評価は、会社が所有しインドネシアに所在する全ての事業関連資産（但し、土地と建物は再評価からはずすこともできる）を含めなければならない。国税総局（DGT）に承認を求める前に、再評価をしようとする会社はその未納付の税債務を全て支払っていること（納税者に未納付の税債務がないこと）が確認されなければならない。

再評価は市場価格もしくは公正価格に基づきなされなければならない、市場価格は政府公認の鑑定会社によって決定されるが、DGTの調査により、その鑑定価格がそれら資産の市場価格、または公正価格を表していないとされる場合はDGTによって修正される。

承認が下りたら、償却性資産に関する限りその減価償却を、新しい税務上の簿価（承認価格）に基づき、新規に資産が取得されたごとくに完全な耐用年数を適用して行わなければならない。

再評価された資産の公正な市場価額がその税務上の簿価を超過した金額は、10%の源泉分離課税（final income tax）の対象とされる。財政難に直面している納税者は、DGTの特別承認に基づいて、この税金を12カ月に渡って分割納付することが認められる。

第1分類と第2分類に入る固定資産は少なくともその耐用年数が終了するまで保持しなければならない。土地、建物と第3分類と第4分類に入る資産はその再評価日から少なくとも10年間は保持しなければならない。資産がその最低保持期間の終了する前に売却・譲渡された場合には、上記に加えて18%の源泉分離課税が追加課税される。（ただし、政府への資産譲渡、免税措置の対象となる事業合併、結合や事業分割に関連して実施された資産譲渡には当該追加課税は適用されない）

付 加 価 値 税

概要

付加価値税（Value Added Tax、VAT）は、基本的に、インドネシア関税地域内での、課税物品の引渡しや課税サービスの提供の事象があったときに課税される。課税対象の事象には以下のものが含まれる。

- a. 会社による関税地域内での課税物品の引渡し
- b. 課税物品の輸入
- c. 会社による関税地域内での課税サービスの提供
- d. 関税地域外で創造された無形の課税物品（財産権）の課税地域内での使用と消費
- e. 課税地域外で創造された課税サービスの課税地域内での使用と消費
- f. 会社による課税物品の輸出

課税物品の引渡しは非常に広義に定義され、次のものが含まれる

- a. 契約に従った課税物品の権利の引渡し
- b. 買取権付きのリースやファイナンス・リース契約に従った課税物品の移転
- c. 仲介業者や入札官への課税物品の引渡し
- d. 課税物品の自家使用や無償提供
- e. 会社解散時の課税物品の残余や当初売却を予定していなかった特定資産の残余
- f. 会社内での課税物品の引渡し（例えば、支店間、本店と支店間）、但し、会社が国税総局（DGT）から VAT 申告の集中化の承認を得ている場合を除く
- g. 委託物品の引渡し

税率と課税基礎額

VAT の税率は基本的に 10%であり、政府規則により 5%から 15%の範囲で増減できる。しかしながら、物品の輸出に係わる VAT は 0%である。タバコ製品の引渡しと輸入に係わる VAT の実効税率は 8.5%である。

特別な課税事象に対する VAT は、それに関連する課税基礎額に VAT の税率が適用されて計算される。ほとんどの場合、課税基礎額は当事者間で合意された取引価額である。特定の事象や状況、その他の要因について、課税基礎額として使用されるのは、以下の金額でなければならない、

- a. 市場価格、— 関連当事者間の取引、会社清算時の課税物品の在庫の残余と当初売却を予定していなかった（在庫以外の）資産の売却
- b. 売上原価 — 自家消費、課税物品の無償供与と社内引渡し（支店間や本店支店間）
- c. 落札価格 — 入札官の仲介業者への課税物品の引渡し
- d. 売却価格の 10% — 中古自動車の売却
- e. サービス料、引当と割引の合計の 5% — ファクタリング・サービス
- f. 平均売却価格 — ビデオ・オーディオ録音製品
- g. 土地の取得価格を除く発生・支払原価の 4% — 建物の自家建設
- h. 小売価格 — タバコ製品の引渡しと輸入
- i. 実際請求額の 10% — 一括船積みサービス

付 加 価 値 税

法律で別記されない限り、全ての物品とサービスが課税物品と課税サービスとなる。税法上の「ネガティブリスト」は、以下に分類される物品とサービスについて、「非課税」として明記される。

非課税物品：

- a) 原油、天然ガス、地熱エネルギー、砂・採石、未加工の石炭、鉄鉱石、スズ鉱石、銅鉱石、銀鉱石、ボーキサイト等、鉱脈から直接採集される鉱産物
- b) 生活必需品：米、食塩、トウモロコシ、大豆、サゴ（原生林から採取する食用粉）
- c) ホテル、レストラン等での飲食物
- d) 貨幣、金、有価証券

非課税サービス：

- a) 医療サービス
- b) 福祉（例えば、孤児、葬儀）サービス
- c) 切手を使用する郵便サービス
- d) 銀行、保険、ファイナンス・リースサービス
- e) 宗教サービス
- f) 教育サービス
- g) エンターテインメント税（地方税）の課税対象とされている商業用美術、エンターテインメント関係サービス
- h) 広告宣伝用でないテレビ・ラジオ放送サービス
- i) 陸海の公共輸送、国際航空サービス
- j) マンパワー（人材派遣・人材トレーニング等）サービス
- k) ホテルサービス
- l) 政府機関による公共サービス

付加価値税（VAT）の申告

課税業者に指定された会社と個人は、毎月その事業活動を報告し、それに伴う VAT 債務を支払うことが義務付けられている。その結果として、基本的に VAT は各事業所ベースで処理され、それ故、会社がそれぞれ管轄地域が異なっている地方税務署（KPP）の下にあるいくつかの事業所（支店）を通じて事業を運営している場合には、管轄地の地方税務署（KPP）ごとに登録しなければならない。このような状況においては課税物品の社内（支店間）引渡しは VAT の対象となる。

国税総局（DGT）の許可をとって、会社はその VAT 申告を集中化することができ、それにより課税物品の社内引渡しを VAT の対象から除外できる。DGT の許可をとるために、販売事務集中化や課税物品の引渡が集中化される事業所の限定などの、いくつかの条件を充足する必要がある。但し、電子税務申告（e-tax return）を採用する会社は、DGT に書面での通知を提出するだけでその他の条件の充足を問わずに VAT 申告の集中化を採ることが許される。また、上記 VAT 申告の基本設定にかかわらず、一定の税務署（PMA 税務署、パドラ税務署、上場会社・大規模納税者税務署（LTO）や中規模納税者税務署（MTO））に登録している会社は、VAT 申告を集中化して行うことが要求される。

付 加 価 値 税

インプット・アウトプットの仕組み

VAT 債務は基本的にインプット・アウトプットの仕組みで精算される。基本的に課税商品や課税サービスの売り手は、買い手に VAT を請求する。売り手の立場からはこの VAT はアウトプット VAT（仮受 VAT、売上 VAT）である。買い手は VAT を売り主に支払わねばならず、これは買い手の立場からはインプット VAT（仮払 VAT、仕入 VAT）である。課税物品が買い手の事業に関連している範囲で、このインプット VAT は買い手のアウトプット VAT と相殺できる。同様に、売り手もアウトプット VAT と課税物品や課税サービスを取得した時に払ったインプット VAT とを相殺する。

特定の月のアウトプット VAT の累計額が同じ期間のインプット VAT の累計額を上回った場合、納税者は翌月の 15 日までにその超過分を納税する義務がある。反対に、特定の月のインプット VAT の累計額が同じ期間のアウトプット VAT の金額を上回った場合は、納税者は月次ベースで払い戻し還付の請求をするか、もしくは払い過ぎた分を翌月に以降に繰り越す（翌月以降のアウトプット VAT と相殺する）ことができる。

輸入品にかかる輸入 VAT と外国からのサービスフィー（技術援助サービス等）の消費や無形財産権（ロイヤルティ等）の使用料に係わる「自己申告の VAT」は、標準的なインプット・アウトプットの仕組みの範囲で理解することができる。

つまり、非居住者の売り手もしくはサービス提供者はインドネシアの買い手・輸入者に VAT を請求する（VAT インボイスを発行する）ことができないので、インドネシアの買い手・輸入者が、非居住者の売り手もしくはサービス提供者に代わって、その VAT を納付しなければならない。その輸入された物品や受けたサービスが輸入者・サービスの受領者の事業遂行に関連している限り、それらのインプット VAT（輸入 VAT と自己申告の VAT）は、アウトプット VAT との相殺控除ができる。

しかしながら、「VAT 徴収役 (VAT Collector)」への課税物品と課税サービスの引渡しは、標準的な仕組みの例外である。現在、VAT 徴収役は、国庫 (State Treasury) かプルタミナを含む生産分与契約 (PSC) のどちらかである。

その名前が示すように、VAT 徴収役は、課税物品・課税サービスの引渡しにかかる課税業者 (売り手) への VAT を徴収し、売り手やサービス提供者に VAT を支払うのではなく、直接政府に納付することを要求されている。VAT 徴収役に課税物品や課税サービスの引渡しに従事する会社は、したがって、VAT の過払いになる傾向がある。(26 ページの VAT の還付を参照のこと)。

インプット VAT の相殺

VAT は月次ベースで国税総局 (DGT) に申告される。特定の課税期間 (月) のインプット VAT は、基本的には同じ課税期間のアウトプット VAT に対して相殺控除されなければならないが、その特定の課税期間の終了のあと 3 カ月以内ならまだ相殺ができる。但し、インプット VAT を費用に計上していないこと、税務調査が未だ入っていないことが条件となる。

VAT インボイスが「有効」である (適切に作成されている) ことは、インプット VAT を相殺に使用するために特に大事である。VAT インボイスが「標準 VAT インボイス (Standard tax invoice)」として資格をもつためには、以下の事項が、最低限の情報として確実に記載されている必要がある。

付 加 価 値 税

インプット VAT の相殺（続き）

- a. 課税物品・サービス提供者の氏名(社名)、住所、納税者番号
- b. 物品・サービス購入者の氏名(社名)、住所、納税者番号
- c. 物品・サービスの種類、数量、販売価格、料金、(ある場合は)割引額
- d. VAT 徴収額
- e. 高級品売上税の徴収額（対象の場合）
- f. VAT 用請求書のコード番号、連番、発行日付
- g. 請求書に署名権を持つ管理者の氏名、役職名、署名

この上記の最低限の情報記載の要求を満たしていないと、その VAT インボイスは「簡易 VAT インボイス(Simple tax invoice)」としかみなされず、インプット VAT の相殺に使えない。

さらに、VAT インボイスは所定の期間内に発行されなければならないが、特別な状況下では、その基礎となる事象（支払未了の課税物品・サービスの引渡し）の後 **2 カ月以内の発行** が許される。次の 3 カ月目で発行された VAT インボイスは、特定の状況ではまだ標準 VAT インボイスとして認められるが、この時点で発行者は VAT 額の 2% の罰金が課される。

3 カ月の課税期間以降に発行された VAT インボイスは、同じ罰金の対象となることのほかに、国税総局（DGT）はこの VAT インボイスを「標準 VAT インボイス」として認めない。（無効とされインプット VAT の相殺処理も認められない。相殺するためには過去の月次 VAT 申告書の訂正が必要となる）。

インプット VAT を相殺に使うために、国税総局（DGT）は、以下の書類そのものを持って、標準 VAT インボイスとする取り扱いを認めている。

- a. 税関当局が発行した納税・徴税書と輸入通関書類（PIBs）
- b. 輸出通関書類（PEBs）
- c. 穀物公社である Bulog もしくは Dolog からの小麦粉及び砂糖の配給指示書
- d. 国営石油会社である Pertamina の納入書
- e. 電話・通信料金、電気代、航空代金、国内空輸代金の請求書
- f. 海外からの課税サービスや無形財産権の使用と消費に係わる自己申告 VAT の納税票
- g. 港湾サービスの代金請求書

VAT の還付

国税総局（DGT）は、要件を完備した還付申請を受領した後、税務調査を行い、12 カ月以内に VAT 還付申請に決定を下さなければならない。もし 12 カ月以内に決定が出ない場合は法律により還付申請は承認されたとみなされる。

VAT 還付のための関連する証拠資料は申請日から 1 カ月以内に国税総局に提出されなければならない。1 カ月を過ぎて DGT に提出された全ての書類については、国税総局は VAT 還付の計算において無視することが許される。

付 加 価 値 税

VAT の還付（つづき）

「優良納税者（golden taxpayer）」に指定された納税者は早期（税務調査前）に VAT 還付を受ける資格が付与される。「優良納税者」の指定は、一定の期間内に税務申告書を、適時に遅滞無く提出している、犯罪関与がないなどといった一定の基準を充足した納税者に対して国税総局（DGT）から資格付与された地位である。この基準に従って、DGT は毎年、一定の納税者を優良納税者に指定している。

納税者が一度この資格を付与されると、会社は早期 VAT 還付の申請をするとみなされ、この特権を使いたくない場合は DGT に書面で通知しなければならない。

税務調査前の還付は、要件を完備した還付申請を受領した後、VAT 申告書を検証するだけで1カ月以内になさねばならない。国税総局（DGT）は、早期 VAT 還付がなされた後に税務調査を行うことができ、その税務調査の結果、納税者が本来還付されるべき金額よりも多く VAT 還付を受けていた場合、その超過金額には100%の罰金が課せられる。

税務優遇措置

政府規則に基づいて、一定の納税者に「VAT は徴収されない」もしくは「VAT は免除される」との形式で税務優遇措置が与えられている。これらには以下の制度がある。

保税地区

保税地区（BZ）のステータスは基本的に輸出志向の製造会社からの要請に基づき財務省により付与される。その目的は、輸出活動が自動的に還付承認にならない結果としてインプット VAT 及び高級品売上税（LST）の過払での「遊んでいる資金」を最小限にすることにある。従って、保税地区のステータスは、次の場合に、「VAT と高級品売上税（LST）は徴収されない」形での税務優遇措置となっている。

- さらなる加工のための物品の輸入もしくは国内仕入
- 該当する保税地区の会社だけで使用される事務機器の輸入
- 該当する保税地区の会社だけ、もしくは会社内だけで使用される生産活動の直接関連する工場設備と機械の輸入

保税会社（保税地区のステータスを持つ会社）間および保税会社とその下請けとの間の物品の移動は同様の税務優遇措置が適用される。従って、次の物品の移動には VAT と高級品売上税（LST）はともに徴収されない。

- 保税会社から他の保税会社へ、さらなる加工のための製品の出荷
- 保税会社から、関税地域内の保税でない会社への物品／原材料の出荷、これは保税でない会社が保税会社と下請け契約があり、保税でない会社でさらに加工された物品を保税会社に再出荷する場合
- 保税会社から他の保税会社もしくは関税地域内の保税でない会社への工場機械や工場機器の貸し出し、かつ、下請け契約の中で同じ工場機械や工場機器を保税会社に再出荷する場合

付 加 価 値 税

保税地区（つづき）

上記とは別に、関税地域から保税会社への物品の出荷は、物品がさらに加工される限り課税を免除される。事務機器、製造活動に直接関連する工場機械設備やさらに加工される物品には、輸入所得税（第 22 条所得税）も徴収されない。

保税のステータスは当該会社の要請を受けて財務省から付与される。また保税会社は、一定の限度まで国内販売もできるが、保税ステータスを維持するために国内市場の保税でない会社に販売するもしくは出荷するボリュームを監視する必要がある。そのような国内販売は、以下を最大限のボリュームとして許可されている。

- さらに加工を必要としない物品や最終消費者によって使われる物品（最終製品）につき当期生産額（Production Value）の 50%
- その他の物品（半製品等）につき当期生産額の 60%
- 鉱山、石油・ガス会社に供給される物品につき当期生産額の 75%
- 保税が支社で、石油・ガス、国内船舶製造、オレオ・ケミカル産業に従事している保税会社につき当期生産額の 75%

上記の国内販売を考慮に入れて、当期生産額のその他の残りの部分は

- 輸出されるか、
- 輸出目的の輸入便宜を持つ会社に出荷されるか、
- KITE（輸出目的の輸入便宜）をもつ会社に、さらに加工されるために出荷されるか、
- 税関総局（DGCE）の監督のもとに廃棄される必要がある。

特別輸入優遇措置

財務省（MOF）から保税のステータスを取得するほかに、輸出志向の会社は「輸出目的の輸入便宜（KITE）を税関総局（DGCE）に要求することができる。保税のステータスとは異なり、この便宜は、輸出向けのさらなる加工・組立・他の物品への組付のための物品の輸入にだけ適用され、次の優遇措置が含まれる、

- 関税と輸入納付金（import duty）の免除
- 付加価値税（VAT）と高級品売上税（LST）は徴収されない

KITE を享受するために、会社はまず、会社マスター番号（NIPER）を税関総局から取得しなければならない。その後、実際の便宜には、毎年が更新が要請される。申請には少なくとも、「将来 12 カ月の輸入・輸出計画と過去 12 カ月の輸出実績報告書」を添付しなければならない。税関総局は 14 日以内にこの優遇措置の要請に決定を下す。

要請が承認された場合、輸入物品が通関を終わる前に、会社は税関総局に、関税・輸入納付金の免除額と徴収されない VAT・LST と同額の銀行保証、もしくは保証手形を提出しなければならない。会社は、基本的に KITE の承認の 12 カ月以内に輸出もしくは保税の会社への販売を実現する義務を負う。この要求を充足できなかった場合は、税関総局と国税総局は、当初免除された関税と輸入納付金と徴収されなかった VAT・LST を再徴収することになり、これには罰金（輸入納付金の 100%の罰金、未払の VAT・LST には最高 24 カ月、月 2%の遅延利息）が課される。

付 加 価 値 税

外国無償援助、外国借款で資金調達された政府プロジェクト

元請の建設会社、建設コンサルタントと仕入先は、外国無償援助・外国借款で資金調達された政府プロジェクトに関連する輸入物品と外国の課税サービス・外国の無形財産権の使用について、付加価値税（VAT）・高級品売上税（LST）と輸入税（pph22）は徴収されない（5 ページを参照）。

戦略的物品の付加価値税免除

戦略的物品として規定される課税物品の輸入・国内供給は VAT が免除される。戦略的物品の指定は政府規則によって規定されており、現在、以下の物品が指定されている。

- a) 課税製品を製造するために必要な機械・工場設備の資本財
- b) 農産物、栽培品、猟獲物、家畜の飼育、漁獲物および養殖品
- c) 電気代、ただし、6,600 ワット超の電力を必要とする高級住宅を除く
- d) 上水道会社によって供給される水の料金
- e) 牛・鶏・魚類の飼育・それらの養殖用の餌とその原材料
- f) 農林業・酪農業用の種子類

その他のVAT免除

特定の国家目的の達成を支援するため、以下の課税対象物品・サービスの輸入・供給について VAT が免除される。

- a) 軍隊や警察に使用される兵器・弾薬、運搬車両や装具
- b) 法定予防接種用の小児麻痺ワクチン
- c) 教科書、宗教関係書籍
- d) 国内の商業用・漁業用船舶と部品類
- e) 国内航空会社による航空機と部品類
- f) PT Kereta Api Indonesia 社による鉄道車両と部品類
- g) 低価格の住宅と低層アパート、学生用住居
- h) PT Kereta Api Indonesia 社に対する鉄道車両の維持・修繕サービス
- i) 国内の商業船会社や国内の漁業会社が受けるサービス、船のレンタルや港湾サービス、船舶修理やドックサービスを含む
- j) 国内の商業航空会社が受けるサービス、飛行機レンタルや修理サービスを含む
- k) 低価格の住宅、低層アパート、宗教上の礼拝目的建物の建設サービス
- l) 低価格の住宅のレンタル

バタム島における VAT

従来、バタム島は通常の保税地区に認められるよりも更に VAT 優遇措置をもつ特別保税地域として扱われてきた。数度の延期措置を経た後、最終的に、バタム島を通常の保税地区に変更する一定の段階的措置がとられている。現在、バタム島全体は、いまだ特別保税地域として規定されるが、会社は特別の財務省承認に基づく保税ステータスをもてるだけである。

付 加 価 値 税

バタム島における VAT (つづき)

バタム島の保税会社は、バタム島外のほかの保税会社に認められると同じ VAT (関税も) 優遇措置を付与されている (28 ページから 29 ページを参照)。その違いは、バタム島の会社で消費される課税物品と課税サービスに関して、選択的に徐々に課税されている。現在、バタム島内では以下の特定の課税物品の輸入と国内供給が VAT の対象となっている。

- 自動車
- タバコと葉巻製品
- アルコール飲料
- 電化製品

外国からの課税サービスや無形財産権の使用・消費は 2004 年 1 月 1 日より自己申告の VAT が課税された。バタム島内での課税サービスの供給は、2006 年 1 月 1 日現在、まだ VAT は課税されていない。

高級品売上税

VAT 以外に、特定の課税製造物品の供給と輸入には高級品売上税（Luxury Sales Tax, LST、奢侈品税ともいう）が課税される。特定の物品には LST は一度だけ課税される、即ち、その物品の輸入時、または（居住）製造業者によって他の企業に物品を供給した時のどちらかに課税される。

LST は VAT と一緒に月次で申告される。物品の輸入者または製造業者に LST を支払う責任があり、消費者レベルでは課税されない。

LST の表示税率の要約は下記の通りである。要約に含まれる特定の品目は、それが常に LST が課税されること意味するものではないことを注意する必要がある。特定の品目に LST が課税されるかどうかは、特定の物品やその他の特質のような、容量、サイズや価格等のいくつかの要素により決定される。特定の品目に LST が課税されるかどうか、またその LST の税率を確認するためには、関連する HS コード（Harmonized System Code）に照らして関税率表（Customs Book）を参照する必要がある。

課税対象品（自動車を除く）

グループ	%	%	%	%	%	%
	10	20	30	40	50	75
a. 家庭用品、冷蔵庫、ヒーター、テレビ受信機、乾燥機、空気清浄機	●	●				
b. スポーツ器具・用品	●		●		●	
c. エアコン、食器洗浄機、乾燥機、電子レンジ	●	●				
d. ビデオ録画機と再生機	●					
e. 写真および撮影用品	●					
f. 高級住宅・アパートメント、コンドミニアム、タウンハウス		●				
g. 香水		●				
h. 船舶、カヌー等（政府、公共用を除く）		●	●	●		
i. 楽器			●			
j. アルコール飲料				●		●
k. 革・合成革製品				●		
l. 絹・羊毛製のカーペット				●		
m. クリスタル製のテーブル、台所用品、化粧用品、オフィス用・室内用の装飾品				●		
n. 貴金属とそのコーティング、真珠製品（それらのミックスを含む）				●		●
o. 気球、飛行船、グライダーなどの無動力飛行機				●		
p. 弾丸とピストルその他の武器類（政府用を除く）				●	●	
q. 靴類				●		
r. 家庭・オフィス用の家具・備品				●		
s. 陶磁器				●		
t. 石製品（緑石を除く）				●		
u. 毛皮・羽毛製のカーペット					●	
v. 飛行機（政府・商業用を除く）					●	
w. 高級クルーザー（政府・公共用を除く）						●

高級品売上税

課税対象品- 自動車

自動車の種類	駆動数	エンジン	排気量 (CC)	税率 (%)
乗用車、座席数 10 以下 ● セダン・ステーションワゴン	N/A	ガソリン	1500 以下	30
			1500 超 3000 以下	40
			3000 超	75
		ディーゼル・セミディーゼル	1500 以下	30
			1500 超 3000 以下	40
			3000 超	75
● セダン・ステーションワゴン以外	4x2	ガソリン	1500 以下	10
			1500 超 2500 以下	20
			2500 超 3000 以下	40
			3000 超	75
	4x2	ディーゼル・セミディーゼル	1500 以下	30
			1500 超 2500 以下	40
			2500	75
	4x4	ガソリン	1500 以下	30
			1500 超 3000 以下	40
			3000 超	75
	4x4	ディーゼル・セミディーゼル	1500 以下	30
			1500 超 2500 以下	40
			2500	75
乗用車、座席数 10 ら 15	全種	全種	全種	10
ダブルキャビン車	全種	全種	全種	20
特別目的の自動車				
● ゴルフカート				50
● スノーモービル、ビーチ用モービル				60
● キャンプまたは住居用のトレーラー、キャラバン				75
二輪車			250 超 500 以下	60
			500 以上	75

印 紙 税

インドネシアにおける印紙税は、書類の種類等に応じて、6,000 もしくは3,000 ルピアと少額である。契約金額に対するパーセンテージなどで課税されることはない。

印紙税の対象となる書類には次のようなものがある。

- a. 同意書、その他の書状（委任状、贈呈書、証書など）、事実・行為・条件の証拠／証明となる書類
- b. 公証証書とそのコピー
- c. 土地権利登記役人（Pajabat pembuat akta tanah）によって作成された土地の権利 証書とそのコピー
- d. 金額が記載してある以下のような書類
 - 金銭領収書
 - 銀行の預金証明書
 - 銀行口座の残高証明書
 - ローンの部分的・全額返済に関する領収書、通知書など
 - 様々な重要書類、例えば手形、支払約定書、受取書など
 - すべての有価証券類
 - 小切手
- e. 裁判所において証拠として利用される書類
 - 通常の手紙または内部書類
 - 本来の使用目的では印紙税免除である書類であっても、その本来の目的を離れて他の目的のためあるいは他の関係者に使用されるもの

上記、a.b.c.と e.は6,000 ルピア、d.は記載されている金額が1,000,000 ルピアを超える場合は6,000 ルピア、金額が250,000 ルピア以上1,000,000 ルピア以下の場合は、3,000 ルピアの印紙税の対象となる。金額記載が250,000 ルピア未満の場合は印紙税の対象とならない。小切手については記載金額に関係なく一律3,000 ルピアの印紙税の対象となる。

土地・建物（不動産）税

土地・建物税は、不動産税であり、免除されていない限り、すべての土地、または建物、もしくはその両方に課される。土地・建物税が課せられない土地・建物が記載される「ネガティブリスト（土地建物税の免除リスト）」には、以下のものが含まれる。

- 宗教、社会福祉、医療関係、教育と文化の分野で公共の福祉だけを目的として使われ、利益の稼得を目的としないもの
- 墓地や考古学的遺跡等のために使われるもの
- 保護森林、自然保護地区、観光のための森林、国立公園、村落の管理下にある牧草地、その他の国有地を構成するもの
- 大使館・領事館に使われるもの、但し相手国がインドネシアに対して同様の措置をとることを条件とする
- 財務省によって決定された特定の国際組織の事務所や駐在員事務所に使われるもの

土地・建物税の税率は0.5%であるが、土地の特定の区画に対する実際の税額は、土地・建物の税務売価（NJKP, taxable sale value）にその税率を掛けて計算される。税務売価（NJKP）は、特定の土地の**不動産課税評価額（NJOP, Sale value of the tax object）**のあらかじめ決められた割合である。現在、NJKPは20%（NJOPが10億ルピアまで）または40%（NJOPが10億ルピア超）のどちらかで規定される。政府はNJKPの比率をNJOPの100%にまで増加することができる。

これゆえ、現在の土地・建物税の実効税率は、不動産課税評価額（NJOP）の0.1%、または0.2%である。

不動産課税評価額（NJOP）は財務省に代わり国税総局によって決定され、関連する地方の経済発展状況に応じて1年から3年ごとに更新される。財務省のガイドラインに従って、NJOPは関連する地方の土地・建物の市場価値を考慮に入れなければならない。土地・建物の区画がプランテーション、林業、鉱業や植林の分野の事業に使われる場合は、NJOPはまた、それらに適用される「投資標準（Investment Standard）」も考慮に入れなければならない。

土地・不動産税は、国税総局から発行される公式査定書に従って毎年支払う義務がある。査定手続きは基本的に国税総局により指示され、特定の納税者に課税対象通知フォーム（TONF）が送られる。納税者はこのフォームを記入し、関連する資料と一緒に国税局に30日以内に返送しなければならない。記入されたTONFとNJOPに関連する情報を基礎に、国税総局が**税金通知書（TDNL, Tax Due Notification Letter）**を発行する。これは国税総局の公式の税金査定書書を表しており、これを受領した納税者は、受領日から6か月以内に税金を払わなければならない。

TONFを誤記入、記入済みのTONFの提出遅れ、TONFの無視があった場合は、納税者に土地・建物税の25%の罰金を課される可能性がある。

納税義務者につき、「土地の権利を所有する」、「建物を所有または管理する」、「それら土地・建物から恩恵を受けている」個人または組織が、その土地・建物の区画に関しては土地・建物税の納税者であると法律により明記されている。納税者は、現在、1,200万ルピアまでは非課税NOJPとされて税金を免除される。財務省は法律によって、非課税NJOPの金額を修正する権利が認められる。

土地・建物（不動産）税

土地・建物の権利の譲渡税

土地・建物（L&B）の権利を譲渡する場合には、譲渡する側に土地・建物の権利譲渡にかかる税金が発生する。この税金は「譲渡総額（税金ベース）」の5%に設定されている。しかしながら、不動産開発事業を営む納税者がなした簡易ハウスとアパートメントの譲渡に関しては、税率は1%である。この税金は譲渡人に土地・建物の権利を移転するまでに支払われなければならない。支払われる税金は全て最終税金となる。

一般に、この「税金ベース」の金額は、関連する土地・建物譲渡の公正証書に記載される譲渡金額か、政府の公定土地価額（「NJOP」）のどちらか高い方に特定される。しかしながら、政府への譲渡では「税金ベース」の譲渡総額は、関連する政府官によって公式に規定された金額である。政府主催のオークションの場合、この譲渡総額はオークションの関連する公正証書に記載された金額である。

公証人は、この5%の税金が全部支払われるまでは、権利移転証書に公証署名をすることを禁じられている。

土地・建物の権利（不動産）取得税

土地建物の権利の移転があると、基本的にその権利を受けたか又は取得した側に、不動産取得税（BPHTB、DAL&BR、Duty on the Aquisition of L&B Rights）が発生する。課税対象となる土地建物の権利の移転には、売買取引、下取り取引、贈与、相続、会社への寄付、権利の分割、入札での買い手指名、法律の強制力に基づく判決の執行、事業合併、事業結合、事業拡張、賞品授与が含まれる。一定の非事業目的の移転としての土地建物の権利の取得は、不動産取得税を免除されることがある。

不動産所得税は、課税対象取得価額（NPOP）に基づき、NPOPは、ほとんどの場合、実際の市場取引価額もしくは対象となる土地不動産の不動産課税評価額（NJOP）のどちらか高い価額である。特定の取引での税額は、その対象となるNPOPから課税免除価額を差引いた金額に、税率（5%）を適用して決定される。課税免除価額は6,000万ルピア以下の範囲で各地方政府が決定され、また、土地建物を相続によって取得した場合の免税価額は3億ルピア以下の範囲で各地方政府によって決定される。政府規定にて、政府は免除価額を変更できる。

不動産取得税は、基本的に公証人の前で関連する土地建物移転証書に署名した日が納税期日となる。但し、事業合併・結合・拡張の場合は、事業合併・結合・拡張の契約書の署名日が納税期日となり、入札の場合は、権限者による入札報告書の署名日が納税期日となる。

納税者の要請により、国税総局（DGT）は、事業合併や結合での帳簿価格での土地建物権利の移転に関して、また公共目的の政府プロジェクトのための土地建物権利の譲渡に対する補償として取得した土地建物権利に関しても同様に、不動産所得税の50%までの減免を与えることが許される。特定の非営利目的の土地建物権利の移転の場合は、納税者の要請により、国税総局はまた、その税額の25%、50%、75%のどれかの減免を与えることが許される。

公証人はこの不動産取得税が支払われるまでは、権利移転証書に公証署名をすることが禁じられている。

地 方 税

地方税

この冊子は、州（Provincee）や地方行政区（Regencies/Cities）により決定された地方税や地方課金はカバーしていない。

納 税 と 税 務 申 告

特定の期間や年の税務債務は、基本的に、指定された納税受付銀行（Bank Presepsi）を通じて国庫へ納税され、その後、納税申告書を税務署に提出して納税明細が説明される。納税者は、特定の税金につき、月次、年次、あるいは月次と年次の両方で、納税し税務申告書を提出しなければならない。

これらの税務申告義務の要約は以下の通りである、

月次税務申告の義務

税金の種類	納税期限	申告書提出期限
1、第 21/26 条（従業員）所得税	翌月の 10 日	翌月の 20 日
2、第 23/26 条（源泉）所得税	翌月の 10 日	翌月の 20 日
3、第 25 条所得税（法人税月次予納税）	翌月の 15 日	翌月の 20 日
4、第 22 条所得税（前払税）－税金徴収役	翌月の 10 日	翌月の 20 日
5、第 4 条 2 項の（源泉）所得税	翌月の 10 日	翌月の 20 日
6、付加価値税（VAT）と高級品売上税（LST） － 一般企業	翌月の 15 日	翌月の 20 日
7、付加価値税（VAT）と高級品売上税（LST） － VAT 徴収役	翌月の 15 日	翌月の 20 日

年次税務申告の義務

税金の種類	納税期限	申告書提出期限
1、法人税	事業年度末から 4 カ月目但し申告書提出前	事業年度末から 4 カ月目の末日
2、個人所得税	事業年度末から 3 カ月目但し申告書提出前	事業年度末から 3 カ月目の末日
3、土地建物税	DGT からの税額通知書（SPPT）の受領日から 6 カ月	N/A
4、土地建物取得税	取得日	N/A

遅延の罰金

上記の税金の支払遅延には月利 2%の遅延利息が課せられる、1 カ月以内（例えば、1 日）の遅れは遅延利息計算上、1 カ月の遅れとしてみなされ月利 2%が課される。また申告書の提出遅延や不履行には以下の金額の罰金が課される

申告書の種類	罰金（ルピア）
1、月次 VAT 申告書	500,000
2、その他の月次申告書	100,000
3、年次個人所得税申告書	100,000
4、年次法人税申告書	1,000,000

納 税 と 税 務 申 告

年次申告書の提出期限の延長

年次所得税申告書に関しては、納税者は法定の期限に加え年次申告書の提出期間を最長2カ月迄延長することが許される。延長のためには法定の期日前に、法人税の仮計算書を添付して国税総局（DGT）に書面にて通知をしなければならない。法人税課税がある場合は、仮計算書をベースに延長通知の前に税金を納税しなければならない。最終確定税金計算に基づく税金額が、この仮計算額よりも多かった場合は、過少差額に対して過少分が支払われるまでの期間につき月利2%の遅延利息が課される。

警告書と税金査定書

法定の期限までに特定の税務申告書が提出されなかった場合、国税総局（DGT）は当該納税者に警告書を発行することができる。警告書は、基本的に、納税者に警告書の日付から30日以内に税務申告書を提出することを要求する。この警告書が無視された場合には、国税総局はさらに公式な税金査定書を、査定額の50%の罰金をつけて発行することができる。

申告書提出の集中化

通常、法人税と個人所得税を除き、税金は基本的に非集中化ベースで申告書が提出される。つまり、国内に広く事業単位（支店）をもつ会社は、その支店が登録されている管轄の地方税務署に納税し申告書を提出しなければならない。しかしながら、特定の指定された税務署（PMA（外資企業）管轄税務署、上場企業管轄税務署、国営企業管轄税務署とMTO（中規模納税者）管轄税務署）に登録される企業は、VAT申告を指定された税務署に集中化することが要求される。

電子申告

一般に、税務申告書の主要フォームは「伝統的」な様式（紙の書面）にて作成されなければならないが、国税総局（DGT）は、電子申告（e-tax returns）を使うこと奨励しており、電子申告では、全ての税金関連情報を国税総局から提供されるアプリケーションプログラムを使ってソフトファイル（電子ファイル）にて表示される。上記の指定された税務署に登録される納税者には、2005年1月1日より電子申告が強制される。電子申告は、国税総局に、伝統的な様式（紙の書面）と管轄税務署へ税務申告書のソフトファイルを提出するか、またはアプリケーションサービス・プロバイダーを通じて提出する（e-filing という）ことができる。

会 計 帳 簿

会計帳簿

一般に、税務目的では会社の会計帳簿は、税法が別途規定していない限り、一般に公正妥当と認められる会計基準（会計原則）に従って作成保持されなければならない。通常、会計帳簿は、ルピア建てで記帳され、インドネシア語で作成されてインドネシア国内に保管されなければならない。

英語・米ドル建て記帳

国税総局（DGT）の特別承認をとって、外資企業（PMA）、外国会社の恒久的施設、その他の外国企業の事業体は会計帳簿を米ドル建てで行い、英語で作成することができる。集合投資契約（collective investment contract、KIK）は、米ドル建ての投資ファンドを発行するかぎり米ドル建て会計を採用する資格が与えられる。国税総局の承認のための申請は、米ドル建て会計年度開始の 3 カ月以上前に国税総局に提出しなければならない。（訳注、新規設立会社の場合は、会社設立書の署名日から 3 カ月以内に同様な申請を行い、承認を取得すれば初年度からドル建て記帳ができる。）国税総局は 1 カ月以内に申請を決定する義務があり、1 カ月以内に決定がなされない場合には自動的に承認されたとみなされる。

政府との生産分与（PSC）契約や作業契約（COW）で管理される企業は、国税総局への書面で通知するだけで、米ドル建て会計と英語記帳を採用することができる。この書面通知は、米ドル建て会計年度開始の 1 カ月以上前に国税総局に提出されなければならない。

会社はまた、英語で記帳しながら、ルピア建て会計を行うこともできる。その場合は、会社は英語記帳を採用する会計年度開始から 3 カ月以内に国税総局に書面で通知するのみでよい。

英語以外の外国言語の使用と米ドル以外の外国通貨での記帳は認められない。使用される通貨と言語にかかわらず、会社は基本的にルピア通貨で税務債務を支払い、（但し、PSC 会社を除く）、税務申告書はインドネシア語で提出しなければならない。法人税に関して、関連する項目は、年次法人税申告書にてドルとルピアを併記して表示される。

米ドル会計を採用する承認を取得した会社は、国税総局の特別承認に基づきルピア会計に戻ることができる。但し、一旦そのような承認が付与された場合、会社は米ドル会計を取り消してから 5 年間は米ドル建て会計採用の承認を再申請することはできない。

税 務 査 定 書 と 税 務 調 査

税務査定書 (Tax Assessments)

概説

インドネシアの税制は「自己申告」制度をとっており、この制度下では、納税者は自ら現行の税法と税務規則に従って自己の税金を計算し、支払い、報告することを任されている。しかしながら、税務当局は、税務調査やその他の情報に基づき、納税者がその税務債務を必ずしも全部支払っていないことが発覚した場合、特定の納税者に対し税務査定書を発行できる。また、国税総局（DGT）は定められた期間に税務申告書を提出する催促状を無視した納税者に対しても公式な税務査定書を発行できる。規定の基準に従って帳簿をつけていない場合も、国税総局が公式な税務査定書を発行できる。

1つの税務査定書は、1つの特定の税務期間もしくは年度に対する1つの特定の税金に関係して発行され、基本的に次の要素を考慮している。

- 要納税額
- その税金控除
- 要納税額と税金控除との間の正味残高（過払い、差引ゼロ、または支払不足）と
- 罰金（遅延利息や要納税額の追加）

税務査定書の種類

税務査定書には、要納税額と税金控除との間の正味残高に関連して、3種類の税務査定書がある。

- 過払い税務査定書（OTAL、SKPLB）、要納税額が税金控除額を下回る場合
- 支払不足税務査定書（UTAL、SKPKB）、要納税額が税金控除額を上回る場合
- ゼロ税務査定書、（NTAL）、要納税額が税金控除額と同額の場合

上記の支払不足税務査定書が発行される場合は、基本的に以下の罰金（Administrative sanction）が含まれてくる。

- 月次 2%の遅延利息、但し最大 24 カ月まで
- 所得税債務では 50%追加
- 源泉税では 100%追加
- VAT と LST 債務では 100%追加

どの罰金が課されるかは、納税者が犯した間違いの種類による。罰金の金額は基本的に、支払不足額に関連する率を乗じて決定される。

税務時効

2007 年の国税総則法では、国税総局（DGT）は、2007 年までの年度については、税務債務が発生した時、税務期間（月）の終了時、もしくは税務年度（の一部）の終了時から 10 年以内に限り支払不足税務査定書を発行できるが、2013 年を超えることはない。（訳注、2007 年以前の年度は税務時効 10 年であったが、経過規定により 2013 年に全ての年度の時効が成立する）。2008 年以降の年度では、支払不足税務査定書を発行できる期間（税務時効）は 5 年となった。

税 務 査 定 書 と 税 務 調 査

追加税務査定書

特定の月次や年次の特定の税金に対して税務査定書が一旦発行されても、特定の期限内（対象となる税務年度により5年もしくは10年）に、税務申告書と／もしくは税務調査の中で適切に開示されなかった新しい資料（「NOVUM」）や一定の情報が見つかった範囲内で、さらに「追加税務査定書」が発行されることもある。追加支払不足税務査定書（AUTAL）は基本的に、罰金として要納税額が100%追加される。しかしながら、納税者が自発的に国税総局に新しい資料や未公開の情報を通知する場合は、100%の追加は避けることができるかもしれない。

特定の期限内（上記）に税務査定書が発行されない場合には、税務申告書で報告された納税額は確定とみなされる。それにもかかわらず、裁判の判決によって納税者が罪を犯したと認められる場合は、特定の期限の後であって追徴税務査定書や追加追徴税務査定書が発行される場合がある。そのような状況の下で発行される追徴税務査定書や追加追徴税務査定書には追徴額に48%の遅延利息（月利2%の24カ月分）が課される。

税務調査

会社の税務調査は、年度の特定の期間について特定の税金だけカバーする場合と、または全ての税金をカバー場合がある。税務調査は会社の現場、税務署内、もしくはその両方で実施される。

税務調査の引き金

税金還付請求は、いつも税務調査の引き金となる。国税総局は還付請求について12カ月以内に決定を下すことを要求されるため、それに応える税務調査は基本的に、還付請求日から数週間か数ヶ月以内に開始される。法人税の還付請求の場合は、通常、全ての税金をカバーする完全な税務調査が入る。その他の税金の還付請求は、通常、一種類の特定の税金をカバーする税務調査が入る。国税総局は税務調査の範囲をその他の税金を含めて広げようとしているようである。

以下のような状況も税務調査の引き金となることがある。

- 税務申告書が過払いポジションの場合、（必ずしも還付請求を伴う必要はない）
- 年次法人税申告書が税務損失を計上している場合
- 税務申告書が規定の期間内に提出されなかった場合
- 税務申告書が国税総局の特定の分類（未開示）にかなう場合（訳注、例えば、企業合併などの組織再編成や事業年度の変更など）

1 カ月ルール

税務調査の対象となる納税者は税務調査官から要求された書類と情報を、要請日から1カ月以内に提供することが要求される。納税者に関係会社との取引がある場合には、これらには移転価格書類が含まれるかもしれない。1カ月以内に書類と情報を提出できなかった場合は、国税総局（税務調査官）の裁量ベースで税務債務が決定されることがある。その書類と情報が1カ月以内に提出されない場合には、納税者は査定された税金額を後日論争するためにそれらの書類と情報を使うことができない。

税 務 査 定 書 と 税 務 調 査

最終検討会議（クロージング・コンファレンス）

税務調査の最終段階では、税務調査官は税務調査されている納税者に、税務調査官の提示する税務更正を含む税務調査の発覚事項が書面（SPHP）で通知される。税務調査の発覚事項について合意できない場合、納税者は、その通知に対して 7 日間以内に書面で回答しなければならず、税務調査官との税務調査の発覚事項についての最終検討会議（closing conference）に出席しなければならない。

納税者の観点からは、最終検討会は基本的に、税務調査指摘事項に関する納税者の意見を再主張し、関連する証拠書類を表明する最後の機会である。税務調査官は税務調査での発覚事項の通知への納税者の回答や最終検討会議での議論を考慮し、提示された税務更正を変更する場合もあるかもしれない。

最終検討会議の結果はその後、「最終検討会議書類」に要約され、納税者は、そこに提示された税務更正の各々の項目について、「合意する」か「合意しない」旨を記述する。その書類にはまた、納税者の議論のどの部分が税務調査官に受理されたか、それに従ってどの特定の税務更正が取消または減額となったかも記載される。最終検討会議の終了時に、税務調査官と納税者は最終検討会議書類に署名しなければならない。

最終検討会議への署名は、税務調査指摘事項通知書を納税者に送付後、1 カ月以内になされなければならない。

特定の年度（2008 年以降）については、最終検討会議の書類上で合意した税務更正項目は、その書類に基づき発行された税務査定書に関して、納税者が支払わなければならない最小限の金額の基礎を構成することになる。

税務調査の結了

税務調査の法律上の最終書面は、主に、税務査定書（Tax Assesment Letters）と税務追徴書（Tax Collection Letters）からなり、これらは最終検討会議書類に基づかなければならない。税務追徴書は基本的に、罰金を徴収する法律上の手段ともなる。その他の状況下では、税務追徴書はまた、国税総局が当期中に特定の税務期間の要納税額とそれに遅延利息を課して徴収するために使われる。

差 押 令 状 と 税 金 徴 収

法律上の税務更正証書に基づいて、国税総局（DGT）は法律により納税者に差押令状（Distress Warrant）を発行することが許される。この手段となる証書には以下の書類が含まれる。

- 税金追徴書
- 支払不足の税金査定書
- 追加の支払過少税務査定書
- 税務異議申立決定書（納税者に追加納税を要求するもの）
- 税務裁判決定（判決）（納税者に追加納税を要求するもの）
- 訂正決定書（Revision Decision Letters）（納税者に追加納税を要求するもの）

これらに関連する納税者は、税金追徴証書に記載される税金支払不足を、証書の日付から1カ月以内に支払うことが要求される。支払遅れには月利2%の遅延利息が課せられる。異議申立の申請、訂正要請、控訴や裁判を行っているからといって、税金支払不足の支払が留保されるものではない。

しかしながら、2007年の国税通則法の下では、特定の税務査定書に関して異議申立もしくは控訴に進んだ場合は、納税者は最終検討会議で合意した金額だけを最低限として支払う義務がある。最終検討会議の中で合意しなかった税務査定書の残りの部分は、異議申立での国税総局が納税者にその却下の決定を下した後か、もしくは控訴での税務裁判で納税者が敗訴した後にのみ支払い義務がでてくる。

税金支払不足が猶予期間内に支払われない場合、国税総局（DGT）は、「差押え（Distress Warrant）」の実行手順として、以下の手続きをとることができる。

- a. 税金支払不足（追徴税金）が期限後の7日以内に支払われない場合、「警告書（Warning Letter）」が発行される。
- b. 追徴税金が警告書の日付から21日以内に支払われない場合は、差押令状（Distress Warrant）が発行される。
- c. 追徴税金がその差押令状の発行から48時間以内に支払われない場合は、押収命令（Confiscation Order）が発行される。
- d. 追徴税金が押収命令の発行から14日以内に支払われない場合は、差押資産に関して、入札告知が公示される。
- e. 追徴税金が入札告知から14日以内に支払われない場合は、公開入札が執行される。

税 務 論 争 と そ の 解 決

納税者と国税総局（DGT）との間の税務論争は、一般的に、納税者が納得できない税金査定書や税金追徴書が DGT から発行されたことにより起こる。

税金追徴査定書、追加追徴査定書と税金追徴書は、法律上の税金徴収証書を構成し、これらに基づき、納税者が期日までに追徴税金を支払わなかった場合、国税総局（DGT）は差押令状を発行することができる。国税総局が差押令状を執行する方法に関連して、当事者間で、さらに税務論争が持ち上げるかもしれない（誤注、銀行口座が凍結された場合とか）。これとは別に、一方の納税者が他方の納税者への支払金額から税金を源泉しすぎているといった理由で、両者の納税者間でも税務論争が起こる可能性もある。

そのような税務論争を解決するために利用される方法は、以下の通りである。

異議申立と控訴 (Objections and Appeals)

税金査定書に不服がある場合、納税者は、その発行日から 3 カ月以内に、国税総局（DGT）に対して異議申立をすることができる。異議申立書には、納税者の計算に従った要納税額を記載し DGT の税金査定書に同意しない理由を記述しなければならない。

2007 年国税総則法に従い、支払不足査定書に関する限り納税者は少なくとも異議申立を申請する前に最終検討会議の中で合意した金額を支払わなければならない。査定書の未払部分に関しては、納税者の異議申立が却下されたか、その後の税務裁判での控訴で敗訴した後に罰金が適用される。罰金は下記に記載される。

国税総局は、異議申立を受領した日から 1 年以内に決定を下す義務があり、1 年以内に決定が下されなかった場合、納税者側の申立が自動的に国税総局によって認められたものとみなされる。

異議申立が国税総局により却下された場合に、未払税金には 50%の課徴金が課される。しかしながら、未払税金と課徴金は、納税者が異議申立の決定に対して税務裁判所に控訴した場合は支払う必要はない。

第三者に徴収された源泉税に関する異議申立も、納税者から国税総局（DGT）に対して提出される。異議申立の提出期限や DGT がそれに関して決定する期限は、このタイプの異議申立でも同じである。

納税者が国税総局（DGT）の異議申立の審査決定の全部もしくはその一部を受諾しない場合、納税者は DGT の異議申立の審査決定の受領日から 3 カ月以内に税務裁判所に控訴できる。DGT の異議申立の審査決定で要納税額の支払が要求される場合は、控訴を提出する前に少なくともその要納税額の 50%を支払わなければならない。一方、2007 年国税総則法によれば、この要求はもはや適用されない。これは税法と裁判法との間でのミスマッチ（ずれ）を生じさせており、納税者においては、一般的に、税務裁判所に控訴を確実に受理してもらうため 50%の金額を払うことが勧められる。

税務裁判所は、基本的に 12 カ月以内に訴えに対し判決を下さなければならない。税務裁判所の判決で言い渡された支払不足税金額は 100%の課徴金が課される。

税 務 論 争 と そ の 解 決

税務論争の解決のための他の方法

納税者の要求に従って、もしくはその公的な立場から国税総局（DGT）は税金査定書、税金追徴書もしくはそれらの書状に基づき発行された派生的決定書を修正もしくは取り消すことが許されている。派生的決定書には、以下のものが含まれる。

- 異議申立の審査決定書
- 罰金の減額もしくは取消決定書
- 税金査定書の減額もしくは取消決定書
- 過払い税金の早期還付決定書

特定の税金査定書に関して国税総局（DGT）との論争を解決するため、異議申立の申請他に、納税者から修正要求（Amendment Request）を行う手段がある。この方策はまた、DGT 決定から生じるその他の税務論争にも適用できる。

国税総局（DGT）は、その提出日の 6 カ月以内に修正要求に対する決定を発行しなければならない。修正要求が 6 カ月以内に国税総局から発行されない場合は、修正要求は国税総局によって自動的に認められたものとみなされる。

修正要求に対する国税総局（DGT）の決定を（全部）受け入れない納税者は、国税総局の決定を受領した日から 30 日以内に税務裁判所に訴え（Lawsuit）を起こすことができる。差押令状の執行に関して、DGT に対する訴えを税務裁判所に起こすこともでき、この場合の訴えは執行日から 14 日以内に提出されなければならない。

税務裁判所は基本的に 6 カ月以内に訴えについて判決を下す義務がある。

最高裁判所への再考慮申請

税務裁判所の判決は、完全な法的執行力を生む最終判決とみなされるが、税務論争の当事者は、以下の事実が発覚した場合に限り、その時点から 3 カ月以内に、税務裁判所の判決に関して最高裁判所に再考慮要求（Reconsideration Request）を行うことができる。

1. 税務裁判所の判決が、原告または被告側からの虚証、詐欺、偽造の証拠に基づいたものであった場合
2. 税務裁判所での控訴中に発見されていれば、その判決を左右したかもしれない重要な新事実を証明する書類が見つかった場合
3. 証言の重要な部分が理由もなく無視された場合
4. 要求されなかったものが認められた場合
5. 税務裁判所の判決が明らかに現行税法規定に準じていない場合

再考慮要求は猶予期間内に最高裁に提出されなければならない。上記 1,2 の条件に合致するものはその状況が確認された時点から 3 カ月以内、3,4 と 5 の条件に合致する場合は、判決の時点から 3 カ月以内に最高裁判所に提出しなければならない。

輸 入 関 税

輸入関税は輸入品の関税評価額の 0 - 150% の税率で課税される。関税評価額は、コスト、保険と運賃費用 (CIF) に基づき計算される。

分類	物 品 例	税率 (%)
自動車	乗用車、商用車	5 - 60
自動車部品		15
電機製品		0 - 15
靴類		20 - 25
エチルアルコール・ アルコール飲料	エチルアルコール、ビール、ワイン、 蒸留酒類	30 - 150
農産物	動物・植物性製品	0 - 25
その他	化学品、薬品類、ゴム製品等	0 - 10

政府は貿易自由化政策の一貫として、輸入関税の引下げを段階的に実行中である。ただし、安全保障、文化・社会的な観点から、一部の保護産業・物品については引き続き高率の輸入関税が適用される。

対アセアン諸国

アセアン調達品を少なくとも 40% 含み、相互原則にかなうアセアン諸国 (ASEAN, Association of South East Asian Nations) からの輸入品について一定の軽減税率が適用される。

この制度は 2003 年までに関税率を 0 - 5% に引き下げアセアン諸国間貿易を促進することを意図しており、2010 年迄にほとんどの課税をゼロにすることを目的としている。

関税の減免・猶予措置

インドネシア政府は国内および輸出産業の発展を促進するため、外国・国内投資家に関税の減免と関税猶予措置を設けている。そのような措置には、特定の資本財の輸入関税減免措置 (マスターリスト、BKPM Master List)、保税地区 (Bonded Zone)、保税倉庫 (Bonded Warehouse) や KITE (KITE= Kemudahan Impor Tujuan Ekspor, 以前はビンテック BINTEK、その前はバベクスタ Bapeksta と呼ばれた) 制度を設けている。

BKPM マスターリスト優遇措置

BKPM マスターリスト優遇措置では、条件を満たした機械や原材料の輸入関税の減免を受けられ、関税率は最高で 5% である。

保税地区 (Bonded Zone)

輸出促進のために保税地区が設けられており、完成品の 50%、半完成品の 40% 以上を輸出する保税地区内の企業については、資本設備と原材料の輸入関税が免除される。

輸 入 関 税

保税倉庫 (Bonded Warehouse)

保税倉庫へ搬入された輸入品については、製品が実際に国内市場へ供給されるまでは輸入関税の支払いが猶予される。

KITE 制度

KITE 制度は、完成品がほとんど輸出されることを条件に、その製品の生産用原材料輸入に対する関税が免除される制度である。また、原材料輸入時に課された関税については、後日完成品が輸出された際に還付請求することが認められる。

MITA (' Main Partners') レーン

2 種類の MITA レーンがあり、MITA 優先レーンと MITA 非優先レーンである。MITA 優先レーンでは、輸入者は輸入物品につき実地検分や書類チェック無しで通関することが許される。非優先レーンでも、輸入者は輸入物品につき実地検分や書類チェック無しで通関することが許されるが、いくつか輸入、例えば、高リスク輸入、暫定輸入、再輸入、輸入課徴金優遇制度とその他の特定の物品の輸入については例外とされる。

輸入許可

アルコール飲料、弾丸類、産業廃棄物等を含む特定物品については輸入規制が設けられている。テキスタイル製品や靴や電化製品などの一定の物品を輸入するためには特別輸入認証番号 (NPIK) も取得する必要がある。加えて、繊維製品、電化製品、タバコを飲食品、玩具と靴製品について、輸入者はまた、登録輸入業者 (IT) として商業省に登録されなければならない。

通関法令遵守と罰金

税関当局は、物品の輸入通関後 2 年間以内に輸入品の関税品目分類や評価額について再決定することができる。

税関当局が 2 年以内に税関が輸入関税の過少納付を決定した場合、最高 1000% までの罰金が課される。

連 絡 先

当事務所の税務部門は、あらゆる税金問題に関してのアドバイスとご支援を提供し、効率的かつ迅速に、貴社の税務上の法律遵守のコミットメントを保証いたします。

税務に関するご質問は、以下の各税務分野担当の専門職員、またはジャパンビジネス・デスクにお問い合わせください。日本語版の税務ポケットブックのお問い合わせはジャパンビジネス・デスクの北村もしくは割石までご連絡ください。

税務全般 General Inquiries	Ray headifen Robertus Winarto	レイ・ヘディフェン ロベルトス・ウイナルト
国際税務 International tax	Ray Headifen Ay-Tjhing Phan	レイ・ヘディフェン アイチン・ファン
税務論争解決 Dispute Resoludtion	Engeline Siagian Ay-Tjhing Phan Anton Manik Nuryadi Mulyodiwarno Parluhutan Simbolon Heru Supriyanto Abdullah Azis	エンゲリン・シアギアン アイチン・ファン アントン・マニック ヌリヤディ プルフタン・シンボロン ヘル・スプリヤント アブドゥラ・アジス
外国人駐在員所得税 International Assingment Service (IAS)	Jim McMillan Paul Ramon Irene Atmawijaya	ジム・マクミラン ポール・ラモン アイリーン・アトマウィジャヤ
投資 Investment	Laksmi Djuwita Inge Jahja Adi Pratikto	ラクスマ・ジュウイタ インゲ・ジャヤ アディ・プラティクト
日本ビジネス・デスク Japan Desk	Hirotarō Kitamura Syunsuke Wariishi Abdullah Azis	北村浩太郎 割石俊介 アブドゥラ・アジス
韓国デスク Korean Desk	Joochul Lee	ジョーチュル・リー
買収合併 Mergers&Acquistions.	Ali Maldj Ray Headifen Deonisius Damijanto Sindian Budi Siswojo Lina Rosmiana	アリ・マルディ レイ・ヘディフェン デオニシヤス・デミジャント シンディアン・ブディ リナ・ロスミアナ
給与計算サービス Payroll Services	Laksimi Djuwita Djumanto	ラクスマ・ジュウイタ ジュマント
移転価格 Transfer pricing	Ay Tjhing Phan Matt Gulbis Michelle Mianova	アイチン・ファン マット・グルビス ミッシェル・ミアノバ
付加価値税と関税 Value Added Tax & Customs	Jim McMillan Lili Tjitadewi Abdullah Azis Enna Budiman	ジム・マクミラン リリ・チタデウィ アブドゥラ・アジス エナ・ブディマン

連 絡 先

工業・商業製品・通信 Consumer and Industrial Product, Telecommunications and Communication.	Ay-Tjhing Pan Engeline Siagian Ray Headifen Jim McMillan Ali Widodo Heru Supriyanto Lili Tjitadewi Abudullah Azis Dionisius Damijanto Sindian Budi Siswojo Triadi Mukti Lina Rosmiana Sylvia Anggraneni Yessy Anggraini Yunita Wahadaniah Andrias Hendrik Michelle Mianova Hanna Nggelan	アイチン・ファン エンゲリン・シアギアン レイ・ヘディフェン ジム・マクミラン アリ・ウイドオドオ ヘル・スプリヤント リリ・チタデウィ アブドル・アジス ディオニシス・ダミジャント シンディアン・ブディ トリアディ・ムクティ リナ・ロスミアナ シルビア・アンガランエニ イエッシー・アンガラニ ユニタ・ワハダニア アンドレアス・ヘンドリック ミッシェル・ミアノバ ハナ・ネゲエラン
石油・ガス・電力 Energy (Hydrocarbons and Renewables), Utilities and Mining	Tim Watson Ali Mardi Anthony J Andersen Gadis Nurhidayah Suyanti Halim Antonius Sanyojaya Tjen She Siung Syauqi Hamdi Alexander Lukito Yuliana Sumadi	ティム・ワトソン アリ・マルディ アンソニー・アンダーセン ガディス・ヌルヒダヤ スヤンティ・ハリム アントニウス・サンヨジャヤ ジェン・シイ・シュング シュアクイ・ハムディ アレキサンダー・ルキト ユリアナ・スマディ
金融・保険商品 Financial Servies and Insurance	Margie Margaret Jim McMillan Hendra Lie Runi Tusita Yuliana Kurniadjaja	マギー・マーガレット ジム・マクミラン ヘンドラ・リー ルニ・トウシタ ユリアナ・クルニアジャジャ
ジャパンビジネス・ デスク	Hirotaro Kitamura Shunsuke Wariishi	北村浩太郎 キタムラ・ヒロタロウ Hirotaro.kitamura@id.pwc.com 割石俊介 ワリイシ・シュンスケ Shunsuke.wariishi@id.pwc.com

PT プリマ・ワハナ・チャラカ／プライスウォーターハウスクーパース
 Plaza 89 Jl H R Rasuna Said Kav. X – 7.No.6 Jakarta 12920, Indonesia
 TEL : 021 - 5212901 FAX : 021 - 52905555, 52905050
 英文のホームページ : www.pwc.co/id

日本における連絡先

**あらた監査法人 東京事務所
丸の内オフィス**
 TEL : (81) 3 5427 6555 (大代表)

**税理士法人プライスウォーター
ハウスクーパース**
 TEL : (81) 3 5251 2400
 FAX : (81) 3 5251 2424

PricewaterhouseCoopers Indonesia

PricewaterhouseCoopers Indonesia is comprised of KAP Haryanto Sahari & Rekan, PT PricewaterhouseCoopers FAS, PT Prima Wahana Caraka, and PT Penilai Wahana Caraka, each of which is a separate legal entity and all of which together constitute the Indonesian member firm of the PricewaterhouseCoopers global network, which is collectively referred to as PricewaterhouseCoopers Indonesia.

© 2009 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PT Prima Wahana Caraka or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.